

第3期
由良町子ども・子育て支援事業計画

(素案)

由良町

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	「こども大綱」について	2
3.	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について	3
4.	児童福祉法等の改正について	3
5.	次世代育成支援対策推進法に係る計画策定指針の改正について	4
6.	こどもの貧困に関する法律の改正について	4
7.	計画の位置付け	5
8.	計画期間	5
9.	計画の対象	5
第2章	こども・子育てを取り巻く状況	6
1.	町の人口の推移と割合	6
2.	人口構造	7
3.	出生の状況	8
4.	自然増減と社会増減	9
5.	婚姻の状況	10
6.	こどものいる世帯の状況	11
7.	女性の就労状況	13
8.	町の人口予測	14
9.	こどもの人口推計	15
第3章	教育・保育事業及び各サービス等の状況	16
1.	幼児教育・保育施設の状況	16
2.	学童保育所の状況	18
3.	小・中学校の状況	19
4.	乳幼児健康診査の状況	20
5.	経済的支援の状況	20
第4章	調査結果について	22
1.	主な調査結果	22
2.	調査結果から見える傾向と課題	33
第5章	基本理念と施策体系	35
1.	基本理念	35
3.	施策体系	36
第6章	施策の展開	37
	基本目標1 地域の子育て支援の充実	37
1-1	子育てに関する相談・情報提供体制の充実	37
1-2	子育て支援の充実	38

1-3 家庭教育の向上と地域活動の活性化	39
1-4 学校教育の充実	40
基本目標2 親子が心身ともに健やかに育つ支援の推進	41
2-1 親子の健康支援	41
2-2 食育の推進	41
2-3 思春期保健対策の充実	42
2-4 小児医療体制の充実	42
基本目標3 こどもの人権の尊重と安心・安全な環境づくり	43
3-1 良好な生活環境の確保	43
3-2 こどもの権利侵害への対応	43
3-3 配慮の必要な家庭への支援	44
第7章 量の見込みと確保方策	45
1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域	45
2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	45
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	47
資料編	56
1. 由良町子ども・子育て会議設置要綱	56
2. 計画策定の経緯	57

第1章 はじめに

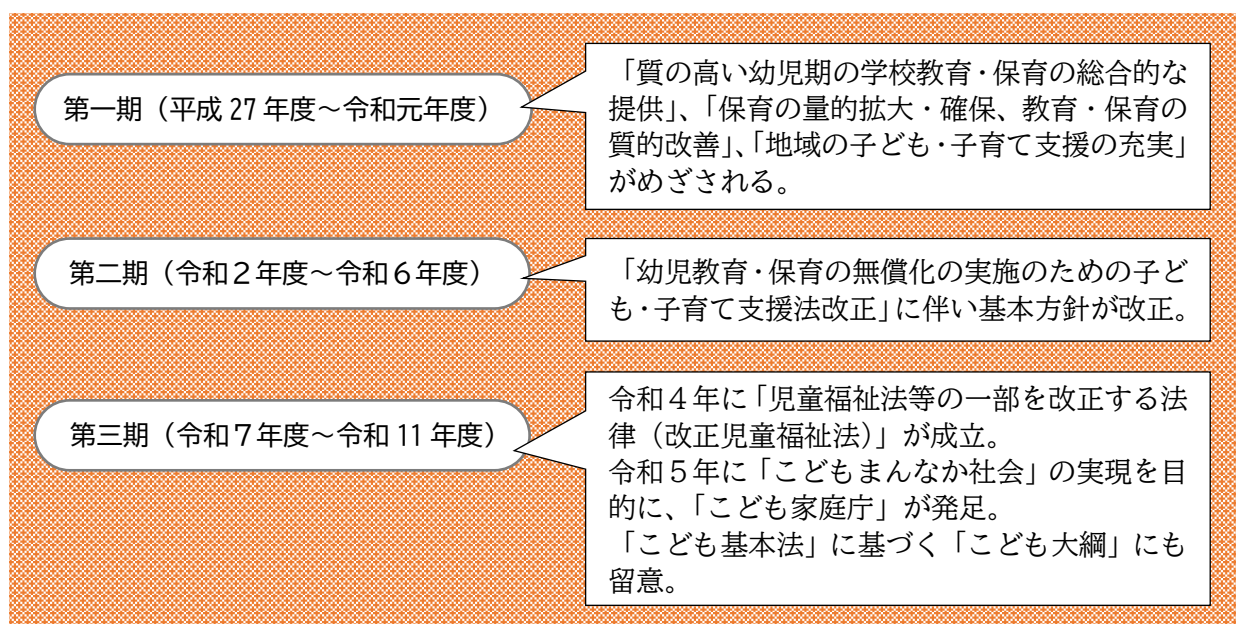
1. 計画策定の趣旨

少子化対策やこども・子育て施策に関する近年の国の動向を振り返ると、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、同年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成27年には、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法^(※)」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。そして、量と質の両面から子育てを社会全体で支えることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を推進するため、平成27年度から法定計画として、全国の都道府県及び市町村において「子ども・子育て支援事業計画」が策定されています。

「子ども・子育て支援事業計画」の主な目的は、5年間の計画期間において、幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前のこどもが利用する「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みと、供給体制の確保の内容及び実施時期を定めることです。このため、各自治体においては、基礎調査や地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえ、実態に即した方法によるニーズ把握と見込量の設定を行うことが期待されています。

◆「子ども・子育て支援事業計画」のこれまでの流れ◆



(※) 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を子ども・子育て関連3法と称します。

2. 「こども大綱」について

令和3年12月、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。その基本方針では、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた動きを進めるため、こども家庭庁を創設することとされました。

令和4年6月、「こども基本法」が成立・公布、令和5年4月1日に施行され、同日、こども家庭庁が発足されました。そして、令和5年12月、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、6つの基本的な方針を掲げて、こどもに対するライフステージ別の支援や子育て当事者への支援、こども施策の基盤整備等を進める旨が示されています。

◆「こどもまんなか社会」とは◆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

◆「こども大綱」の基本的な方針◆

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針は、「子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに計画の記載事項等を定め、それにより教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的としています。

第3期の「子ども・子育て支援事業計画」策定に伴う基本指針の主な改正点は次のようになっています。

■主な改正点

○妊婦等包括相談支援事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定するとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

○産後ケア事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

○児童発達支援センター等に関する事項について

障害児支援の体制を整備するに当たり関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること、地域の関係機関と連携し強度行動障害や高次脳機能障害を有する児への支援体制の整備を行うことを規定する。また、市町村がこども・子育て支援を行うに当たり開催する連携会議の構成員に子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加える。

4. 児童福祉法等の改正について

国においてこれまで児童虐待防止や各種の地域子ども・子育て支援事業が推進されてきましたが、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和6年4月1日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。この改正法では、次の点について、計画に記載を求めています。

■主な改正点

- 要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加
- 市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化
- こども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等
- 地域子ども・子育て支援事業に新たに創設された①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業にかかる量の見込みと確保方策の設定

5. 次世代育成支援対策推進法に係る計画策定指針の改正について

次世代育成支援対策推進法は急速な少子化の進行等にかんがみ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けて定められました。平成17年4月に施行、令和7年3月までの時限法でしたが、令和6年通常国会に提出された改正法案が可決・成立し、令和17年3月まで延長されました。

■主な改正点

- 次世代育成支援行動計画の内容について、こども計画策定の際に勘案されるこども大綱の記述と重なる部分が多いため、こども基本法の基本理念やこども大綱の基本的方針を踏まえた記載に修正

6. こどもの貧困に関する法律の改正について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年9月25日に施行されました。この改正により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。こども基本法及びこども大綱を踏まえつつ、法改正の趣旨に沿った形で計画を策定することが求められます。

■主な改正点

- こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする
- 法律名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更

7. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「由良町次世代育成支援対策地域行動計画」の理念を継承するとともに、母子保健事業及びこどもの貧困の解消に向けた対策に関する内容を包含しています。

なお、本計画は様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるため、由良町の最上位計画となる総合戦略や健康福祉分野の各計画との整合・調和に留意します。

8. 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。ただし、国や県の動向等により見直しが必要となった場合は、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

9. 計画の対象

本計画における「こども（子ども）」とは、乳幼児から概ね18歳までの児童生徒とし、町内のすべてのこどもと子育て家庭を対象とします。

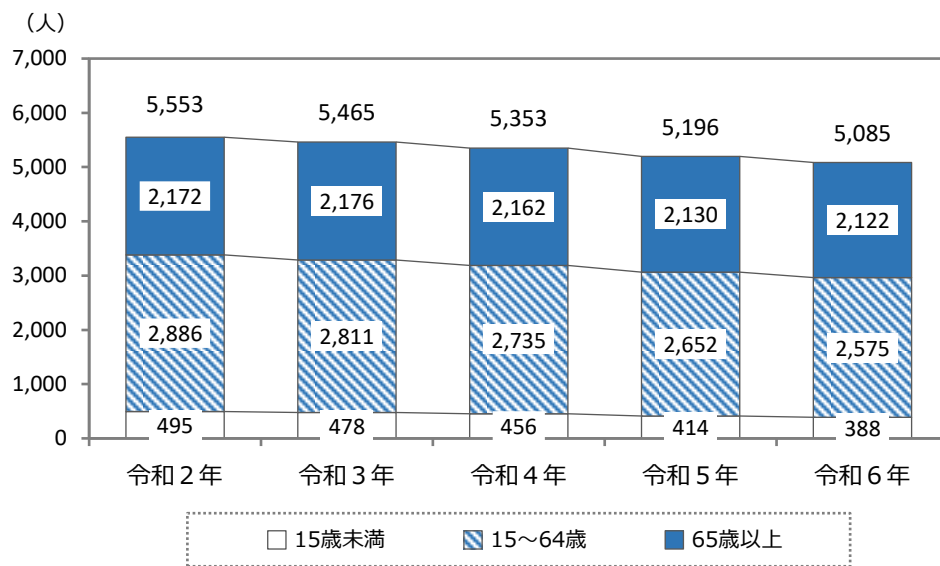
なお、本計画における「こども（子ども）」の表現については、法令や固有名詞については「子ども」と表現し、それ以外については「こども」と表現しています。

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

1. 町の人口の推移と割合

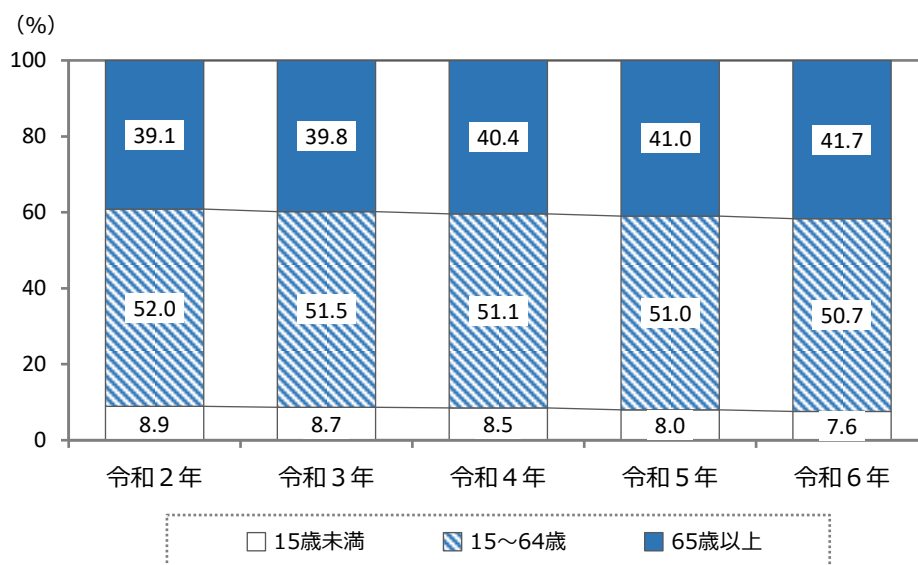
令和6年4月1日現在、町の総人口は5,085人です。近年、老年人口（65歳以上）はピークアウトして微減傾向にさしかかっていますが、ほとんど横ばいの状況です。このため、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴い、高齢化率は年々高まっています。

◆総人口及び三区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◆三区分別人口割合の推移◆

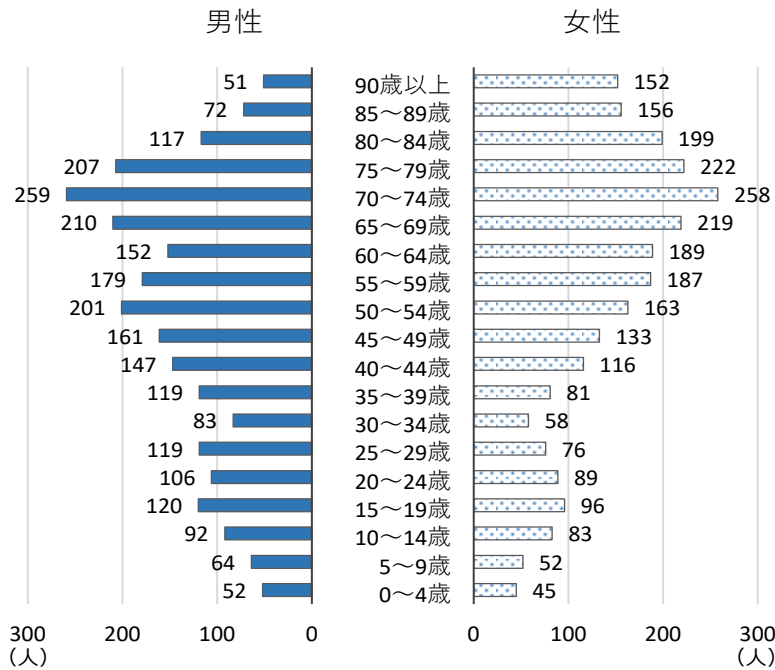


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 人口構造

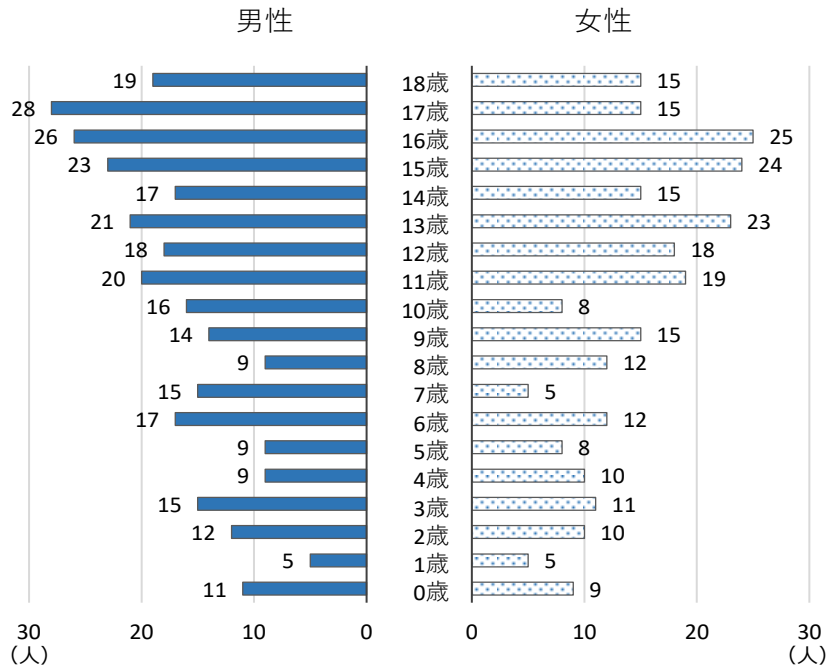
人口構造は、年少人口と30歳代が少なく高齢者が多い「つぼ型」になっています。また、18歳以下の1歳階級でみると、年齢ごとに増減はあるものの、年齢が下がるほど人口が少ない傾向にあることがうかがえます。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

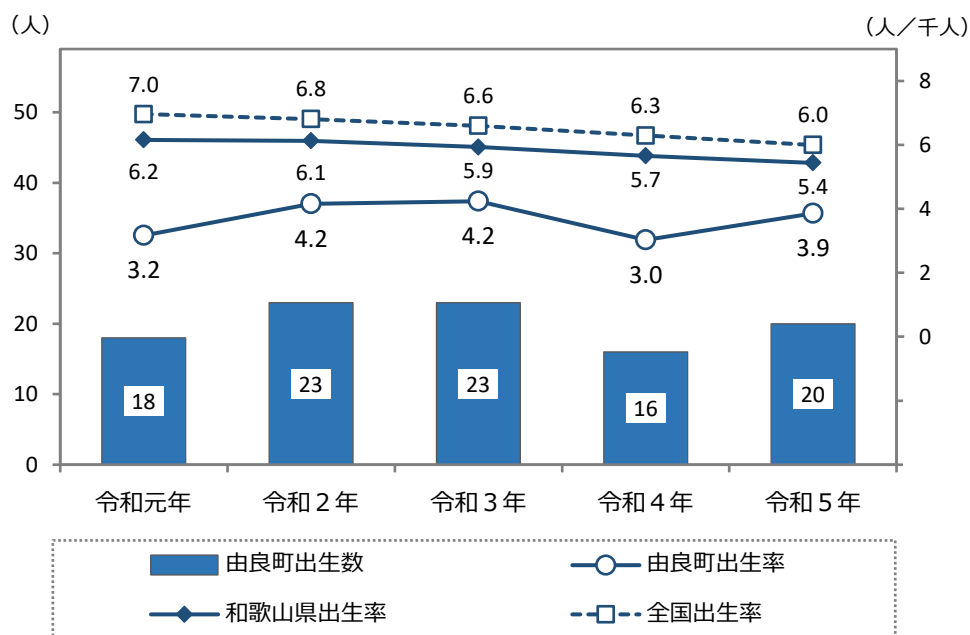


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

3. 出生の状況

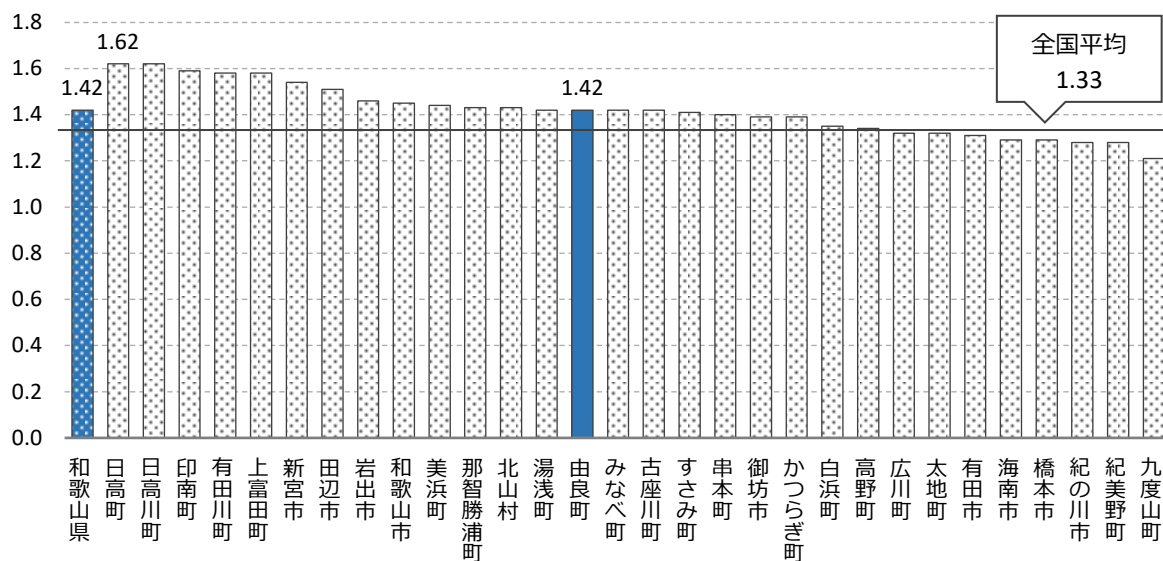
近年、出生数は16～24人の幅で推移しており、出生率（人口1,000人対）は全国及び県と比べて低い値で推移しています。また、合計特殊出生率をみると、町は全国と比べて高く、県と同じになっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（県内市町村比較）◆

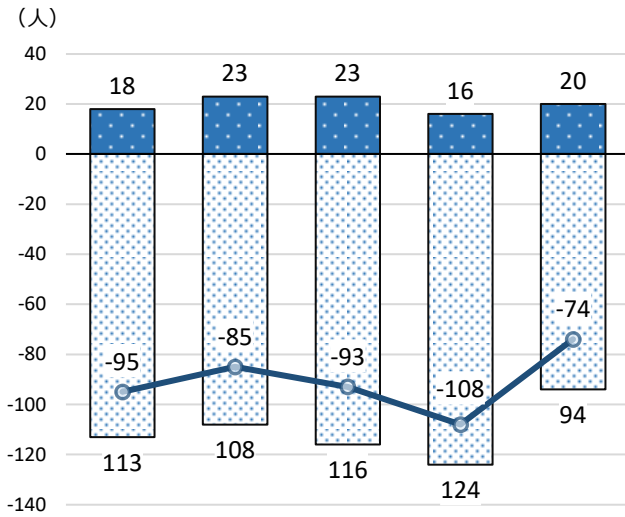


資料：人口動態統計特殊報告（平成30年～令和4年）

4. 自然増減と社会増減

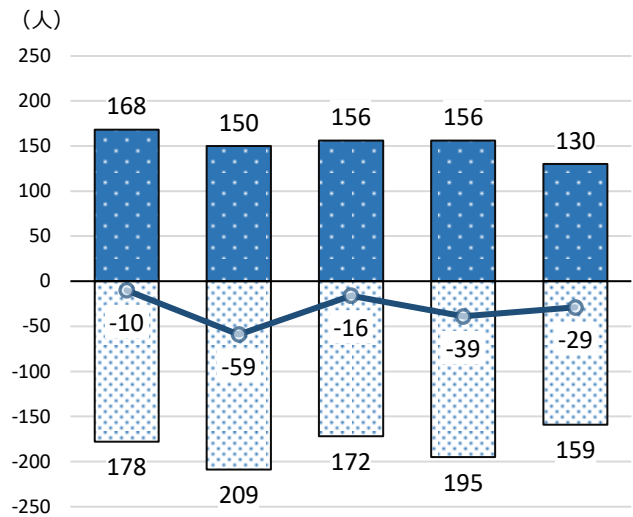
近年、自然増減（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、その要因として出生数の少なさと高齢化による死亡数の増加が考えられます。また、社会増減（転出数と転入数の差）も減少で推移しています。

◆自然増減と社会増減の推移◆



令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年

■ 出生数 ■ 死亡数 ● 自然増減数

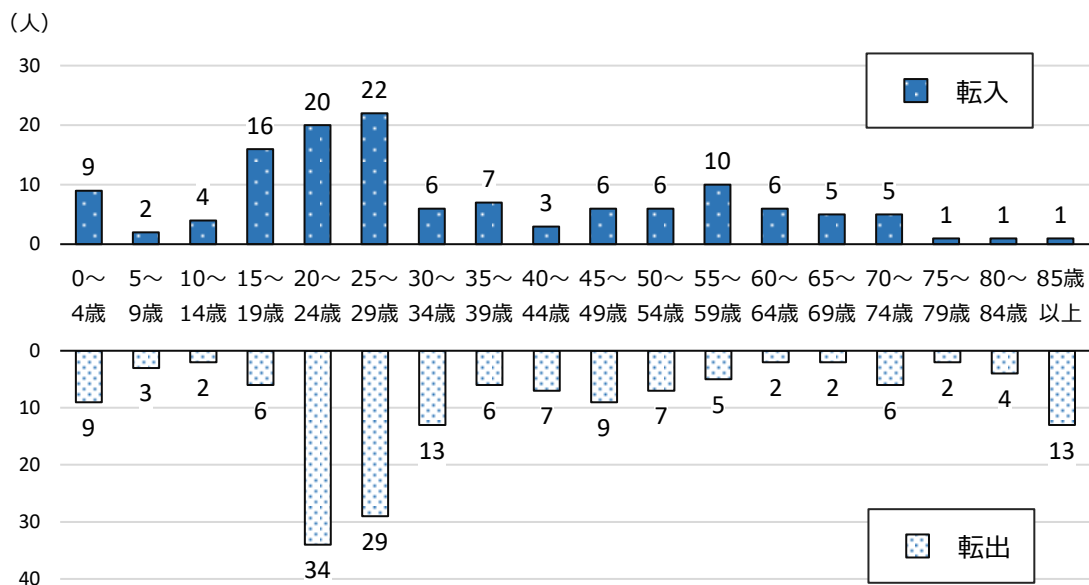


令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年

■ 転入数 ■ 転出数 ● 社会増減数

資料：住民基本台帳及び住民基本台帳人口移動報告

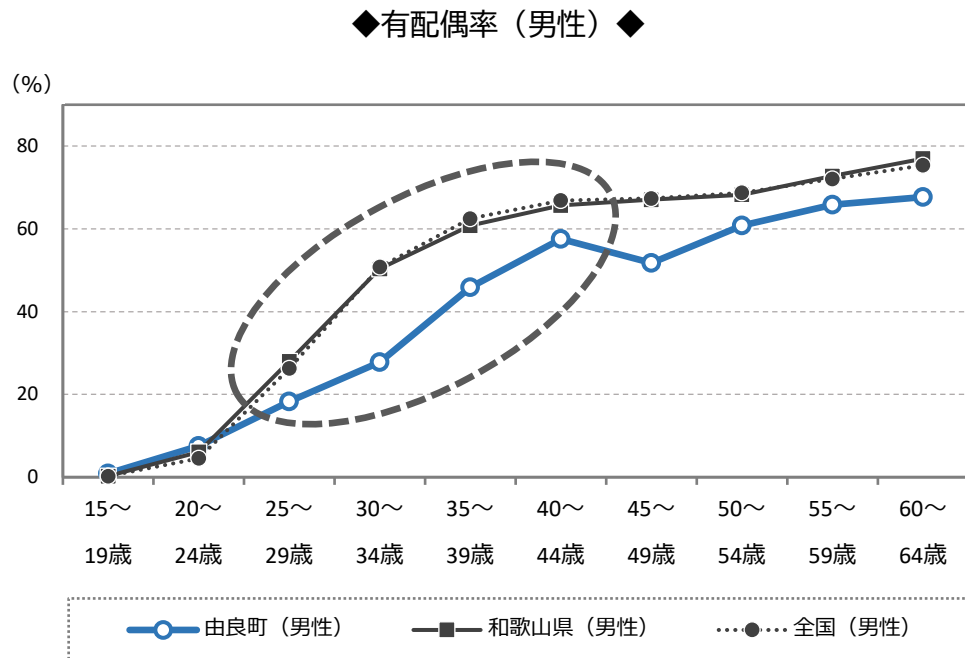
◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆



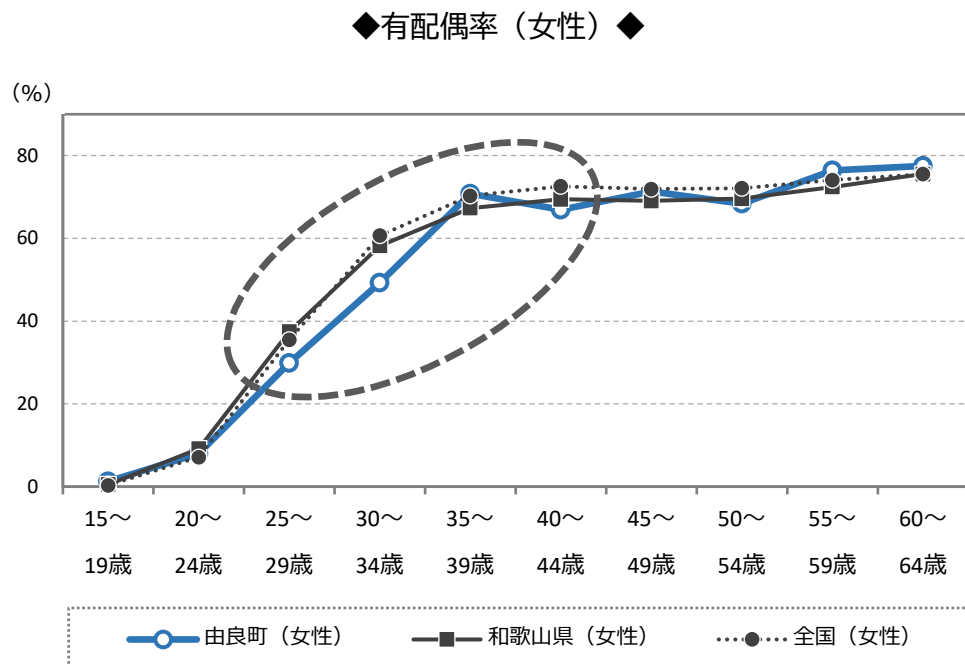
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

5. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、子育ての中心世代と言える25～44歳でみると、全国及び県と比べて、男性は低く、女性は25～34歳で低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

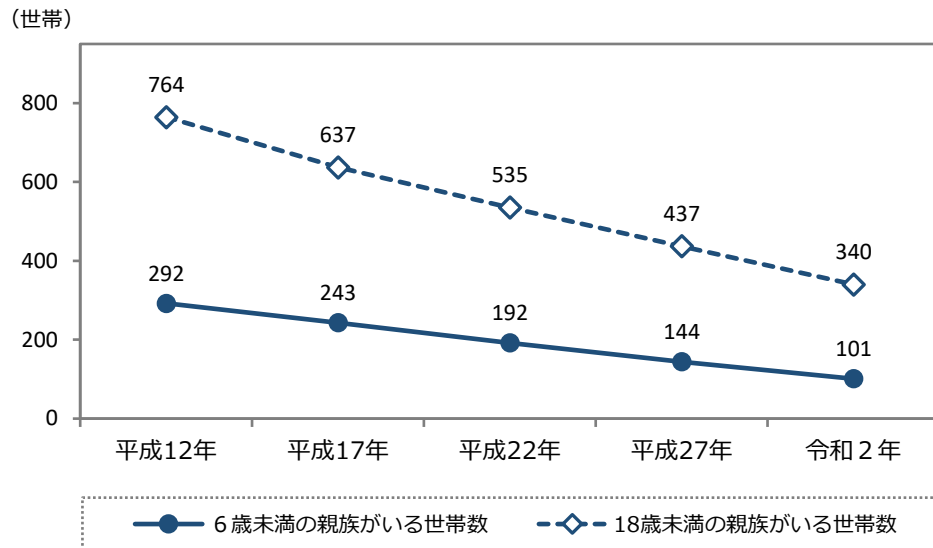


資料：国勢調査（令和2年）

6. こどものいる世帯の状況

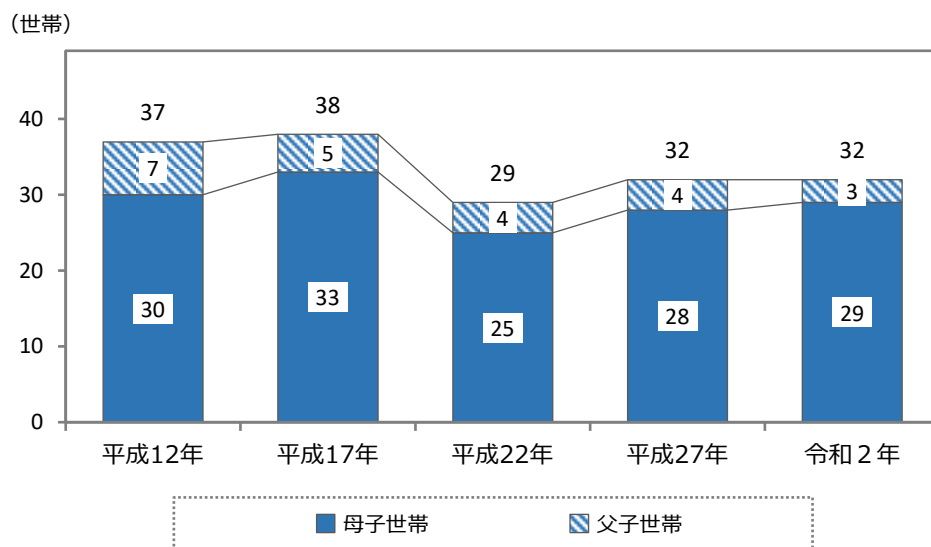
こどものいる世帯数は、減少で推移していますが、ひとり親世帯数は、29～38世帯の間で推移しています。

◆こどものいる世帯数◆



資料：国勢調査

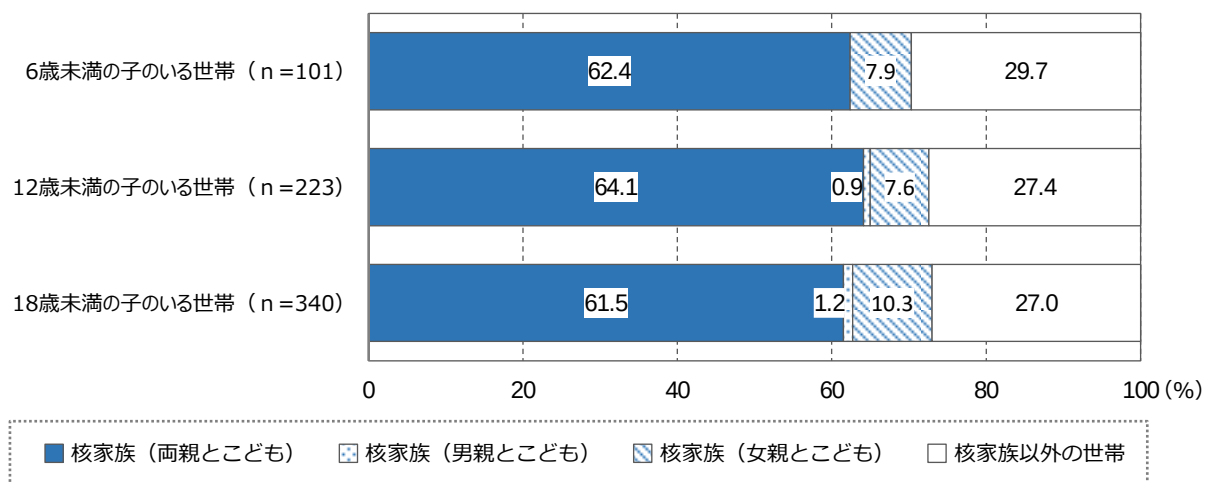
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

こどものいる世帯の家族形態をみると、「核家族以外の世帯」の割合は3割弱となっており、「核家族」の形態が7割強を占めています。また、6歳未満の子のいる世帯では7.9%、18歳未満の子のいる世帯では11.5%がひとり親世帯となっています。

◆こどものいる世帯の家族形態◆

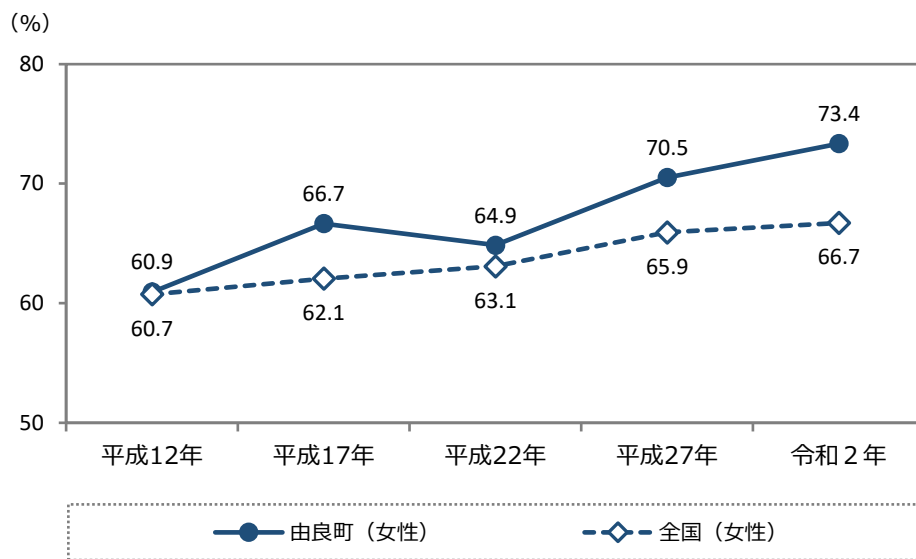


資料：国勢調査（令和2年）

7. 女性の就労状況

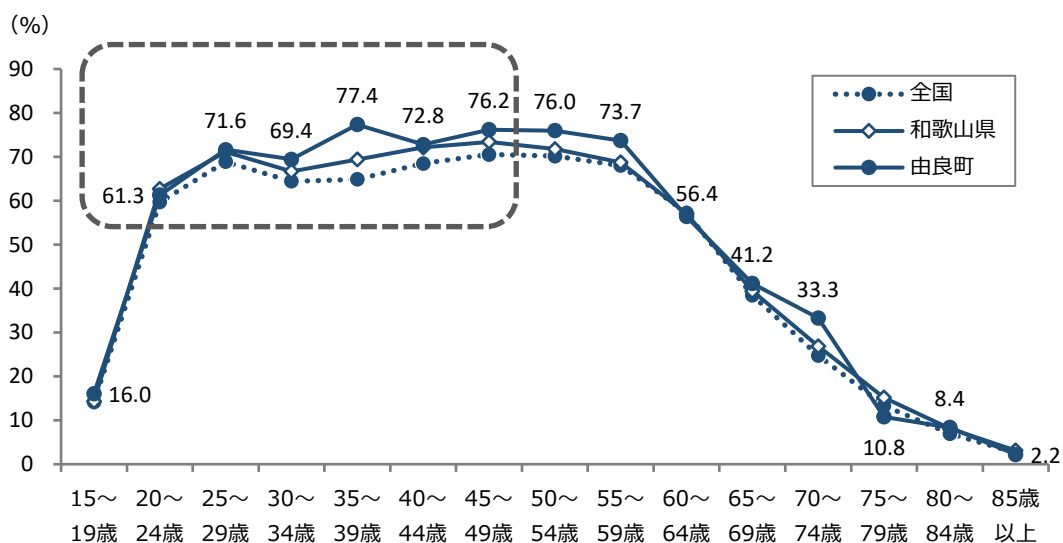
子育ての中心世代（25～44 歳）の女性就業率をみると増加傾向にあり、全国平均を超えて推移しています。また、令和2年の女性就業率を5歳階級別にみると、全国及び県と比較して、女性の就業率はおおむね高い位置にあります。ただし、30歳代では、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が若干うかがえることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

◆就業率（女性：25～44 歳）◆



資料：国勢調査

◆就業率（女性：5歳階級別）◆

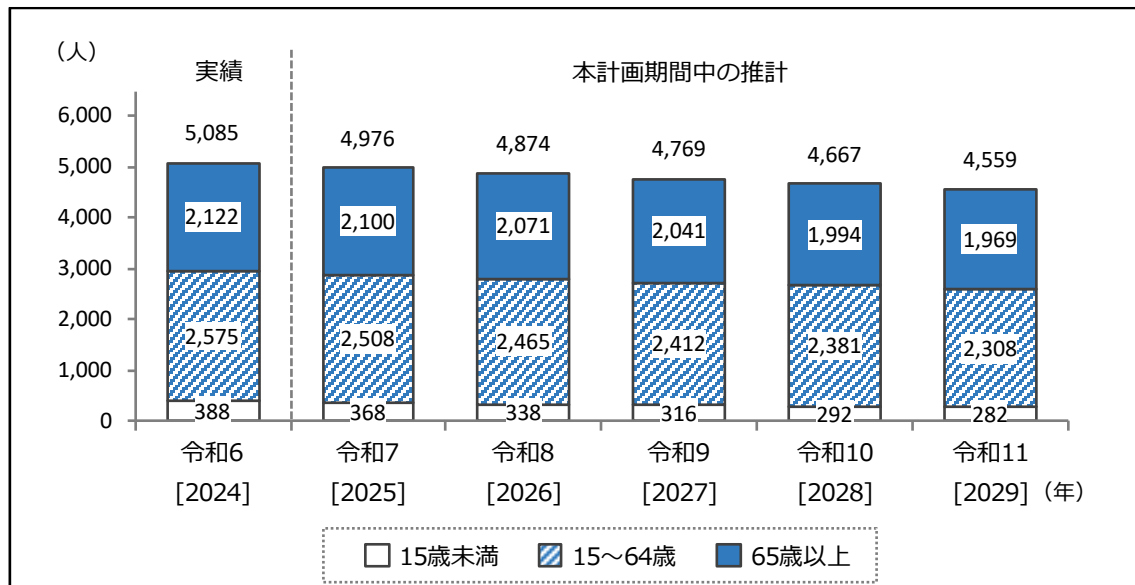


資料：国勢調査（令和2年）

8. 町の人口予測

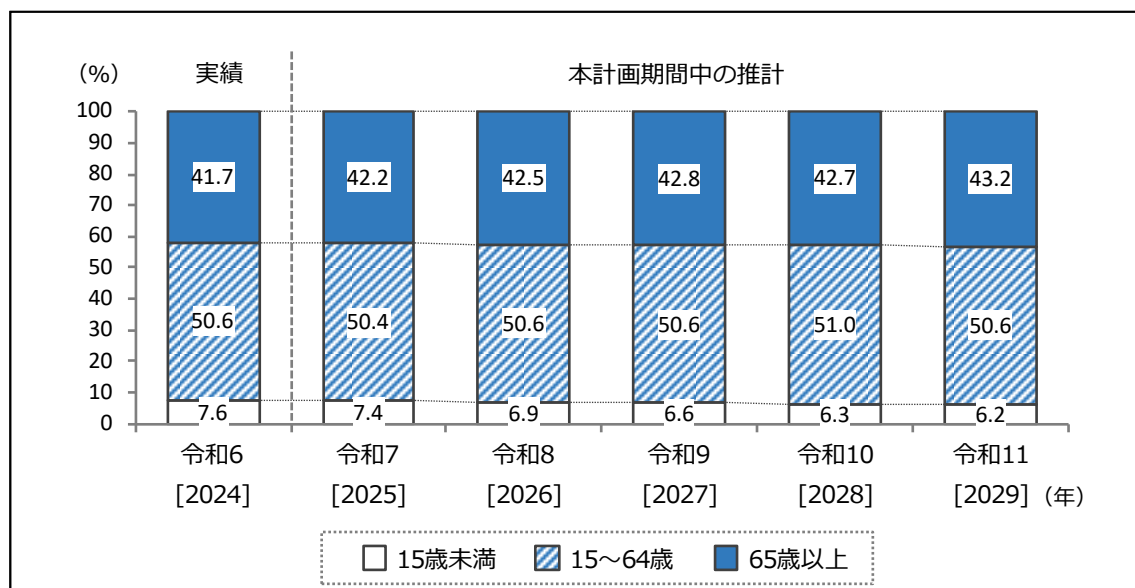
本計画策定のために人口推計を次のとおり実施しました。その結果、総人口の減少と少子高齢化の進行が見込まれることがわかります。

◆総人口及び三区分別人口の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日現在）をもとに推計（コーホート変化率法）

◆三区分別人口割合の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日現在）をもとに推計（コーホート変化率法）

9. こどもの人口推計

こども・子育てに関する事業等の見込量算出の基礎データとして、こどもの人口推計を実施しました。その結果、本計画期間中のこどもの人口は年々減少していくことが予想されます。

◆こどもの人口推計（1歳階級別）◆

	実績	本計画期間中の推計				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	20	17	17	16	16	15
1歳	10	20	17	17	16	16
2歳	22	10	20	17	17	16
3歳	26	21	9	19	16	16
4歳	19	26	21	9	19	16
5歳	17	18	26	22	9	20
0～5歳 計	114	112	110	100	93	99
6歳	29	17	18	26	22	9
7歳	20	28	16	17	25	21
8歳	21	20	28	16	17	25
9歳	29	21	20	29	16	17
10歳	24	29	21	20	29	16
11歳	39	24	29	21	20	29
6～11歳 計	162	139	132	129	129	117
12歳	36	37	23	27	20	19
13歳	44	36	37	23	27	20
14歳	32	44	36	37	23	27
12～14歳 計	112	117	96	87	70	66
15歳	47	34	47	39	40	24
16歳	51	47	34	47	39	40
17歳	43	51	47	34	47	39
15～17歳 計	141	132	128	120	126	103
合計	529	500	466	436	418	385

資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法）

第3章 教育・保育事業及び各サービス等の状況

1. 幼児教育・保育施設の状況

本町には、認定こども園が1か所あります。

名称	1号認定 定員（人）	2号認定 定員（人）	3号認定 定員（人）
町立ゆらこども園	15	78	42

（令和6年4月1日現在）

（1）1号認定（3～5歳児／認定こども園の幼稚園機能を利用）

1号認定の利用実績は年々減少傾向にあり、令和6年度では1人となっています。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	6	8	6	2	1
第2期計画値	4	3	3	3	3

（各年度4月1日現在）

（2）2号認定（3～5歳児／認定こども園の保育所機能を利用）

2号認定の利用実績は、近年の少子化の影響を受けて令和4年度までは減少しましたが、それ以降は横ばいの利用状況であり、令和6年度は55人となっています。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	71	61	55	54	55
第2期計画値	72	70	69	65	68

（各年度4月1日現在）

(3) 3号認定（0～2歳児／認定こども園の保育所機能を利用）

3号認定については、実績値の推移は出生数の推移と大きくかかわっています。ただし、少子化の中にあっても核家族化や共働き世帯の増加等により保育ニーズが高まっていることが考えられるため、年度ごとの利用実績にかかわらず、引き続き保育体制を整えていく必要が見られます。なお、以下の表では、国の定めにより、0歳、1歳、2歳の区分で表を作成しています。

① 3号認定（0歳児）

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	6	8	8	4	6
第2期計画値	8	8	6	6	6

(各年度4月1日現在)

② 3号認定（1歳児）

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	14	11	17	11	9
第2期計画値	14	14	12	12	12

(各年度4月1日現在)

③ 3号認定（2歳児）

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	21	15	13	24	18
第2期計画値	24	24	24	24	24

(各年度4月1日現在)

2. 学童保育所の状況

学童保育所とは、由良小学校に通う児童のうち、昼間に保護者が仕事等で家にいない子どもを預かり、健全な育成を担う子育て支援事業であり、町内の設置数は1か所となっています。

地区	名称	定員（人）
町全域	由良町学童保育	40

（令和6年4月1日現在）

①低学年（小1～小3）

低学年について、実績値と計画値を比較すると、全ての年度で実績値が計画値を下回っています。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	25	23	20	19	26
第2期計画値	38	32	32	32	31

（各年度4月1日現在）

②高学年（小4～小6）

高学年について、実績値と計画値を比較すると、全ての年度で実績値が計画値を下回っています。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	2	5	8	6	6
第2期計画値	10	10	10	10	10

（各年度4月1日現在）

3. 小・中学校の状況

(1) 小学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）		3	3	3	1	1
児童数（人）		226	201	189	165	157
内訳	1年生	25	27	22	20	28
	2年生	38	23	27	21	20
	3年生	34	37	23	27	21
	4年生	44	35	37	24	27
	5年生	38	43	37	37	24
	6年生	47	36	43	36	37

（各年度5月1日現在）

(2) 中学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）		1	1	1	1	1
生徒数（人）		104	113	106	101	93
内訳	1年生	42	35	30	35	28
	2年生	39	39	36	30	35
	3年生	23	39	40	36	30

（各年度5月1日現在）

4. 乳幼児健康診査の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児 健康診査	対象者数	27	21	16	18
	受診者数	26	21	16	19
10か月児 健康診査	対象者数	27	21	25	13
	受診者数	26	21	25	13
1歳6か月児 健康診査	対象者数	24	26	17	25
	受診者数	24	25	15	25
2歳6か月児 健康診査	対象者数	24	21	19	29
	受診者数	22	21	20	28
3歳6か月児 健康診査	対象者数	23	24	16	29
	受診者数	20	26	16	27

5. 経済的支援の状況

(1) 各種手当の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童手当	対象児童数	480	463	434	395	349
	受給者数	275	270	255	238	213
児童扶養手当	受給者数	52	53	53	53	47
特別児童扶養 手当	対象児童数	11	12	12	13	15
	受給者数	11	12	12	13	15
障害児福祉 手当	受給者数	1	1	1	3	3

(令和2～5年度の「児童手当」、「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」及び「障害児福祉手当」は4月1日現在。令和6年度は5月20日現在)

(2) 各種助成の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児等 医療費助成	対象者数 (人)	124	126	123	108	112
	助成延件数 (件)	1,794	1,998	1,898	2,269	2,300
子ども 医療費助成	助成延件数 (件)	3,600	3,620	3,702	4,559	4,600
ひとり親家庭等 医療費助成	対象者数 (人)	109	115	103	103	95
	助成延件数 (件)	1,343	1,281	1,359	1,523	1,500
妊婦健診助成	対象者数 (人)	23	23	14	21	2
	受給者数 (人)	19	20	15	12	1
妊婦 医療費助成	対象者数 (人)	23	23	14	21	2
	受給者数 (人)	18	21	16	17	2
新生児 聴覚検査助成	対象者数 (人)		23	14	21	2
	受給者数 (人)		20	15	15	1
出産 お祝い金助成	対象者数 (人)		23	14	21	2
	受給者数 (人)		23	14	21	1
出産・子育て 応援給付金	対象者数 (人)			41	37	5
	受給者数 (人)			41	37	2
育児用品 購入費助成	受給者数 (人)	28	27	19	24	24
すこやか子育て 応援事業	受給者数 (人)	152	141	136	123	21
在宅育児 支援事業	受給者数 (人)	13	12	12	10	7

(令和2～5年度は各年度末現在。令和6年度は5月20日現在)

※「新生児聴覚検査助成」は令和4年度から開始。

※「出産お祝い金助成」は令和3年度から開始。

※「出産・子育て応援給付金」は令和5年2月より開始だが、令和4年度より遡及して給付対象となる。

第4章 調査結果について

◆調査期間：令和6年3月1日～3月15日

◆配布・回収：郵送法

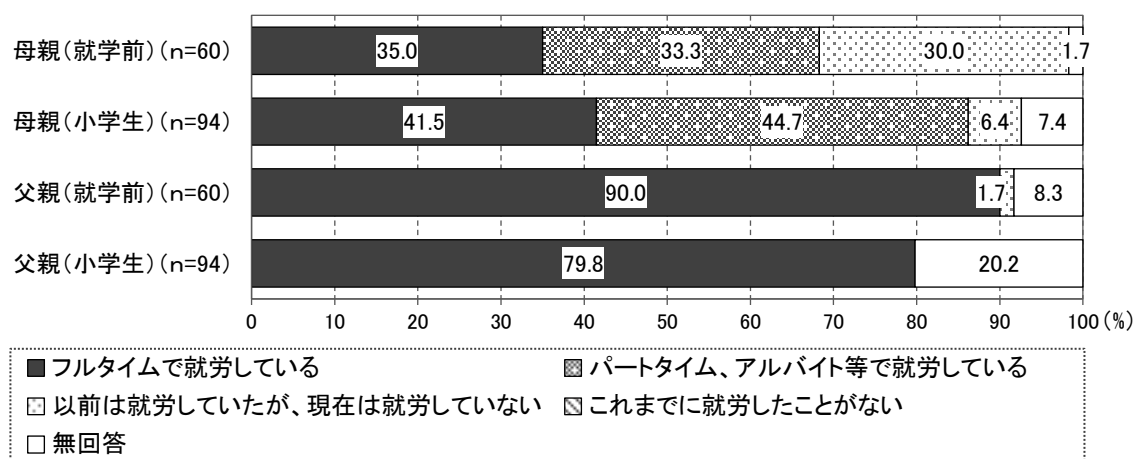
対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の世帯	141 票	60 票	42.6%
小学生児童の世帯	170 票	94 票	55.3%

1. 主な調査結果

(1) 保護者の就労状況

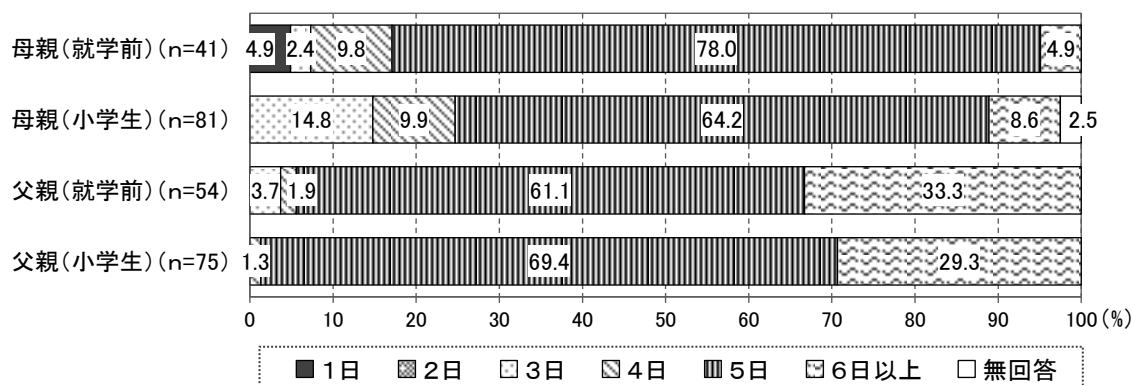
「フルタイムで就労」と「パート・アルバイト等で就労」を合わせた“就労している”を見ると、就学前児童の母親は 68.3%、小学生児童の母親は 86.2%となっています。

◆保護者（母親・父親）の就労状況◆



“就労している”保護者の就労日数を見ると、母親では7割強～8割強が“5日以上”、父親ではほとんどが“5日以上”となっています。

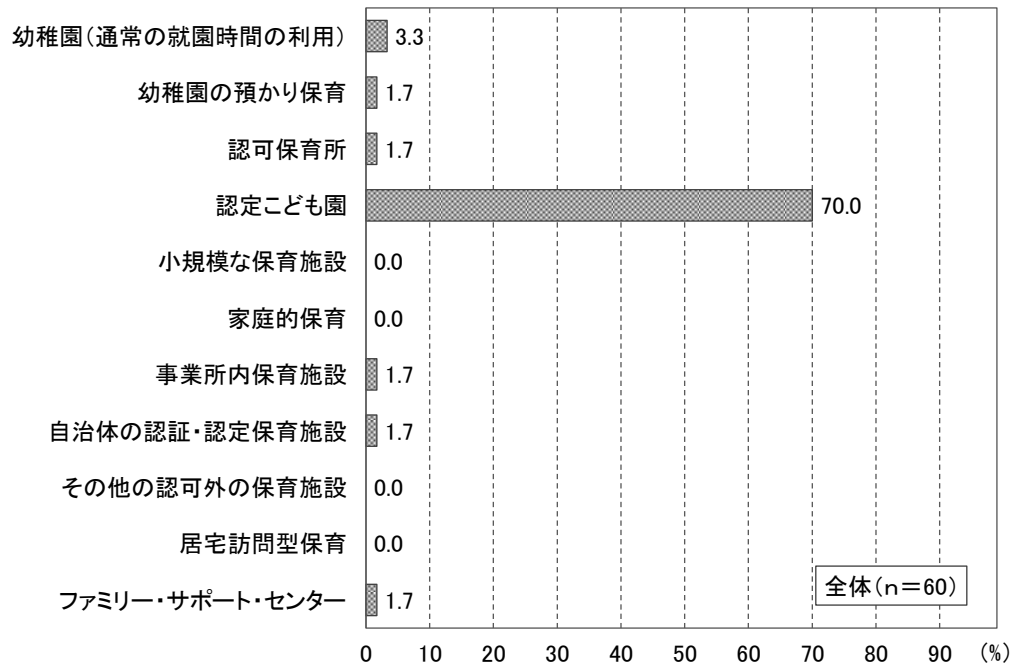
◆保護者（母親・父親）の就労日数◆



(2) 「定期的な」教育・保育の利用

就学前児童の世帯に「定期的な」教育・保育の利用状況を質問したところ、現在の利用では「認定こども園」が70.0%と最も高く、そのほかはごくわずかとなっています。

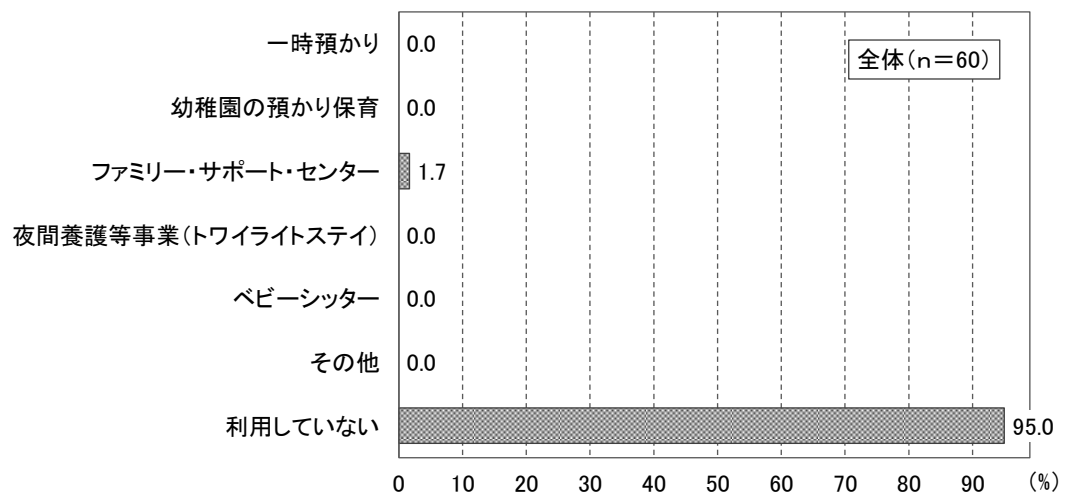
◆定期的な教育・保育の利用状況◆



(3) 「不定期」の教育・保育の利用

就学前児童の世帯に、日中の「定期的な」保育や、病気やけがでの利用以外に、私用、不特定の就労等の目的で、「不定期に」利用している事業を質問したところ、「利用していない」が95.0%と最も割合が高く、利用している方はごくわずかとなっています。

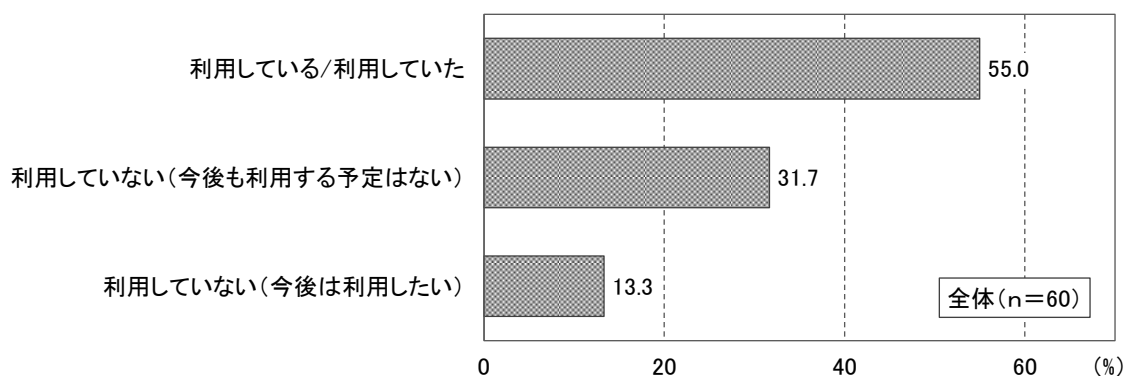
◆不特定の教育・保育の利用状況◆



(4) 地域の子育て支援事業の利用

就学前児童の世帯に地域子育て支援センター「ゆらっ子」の利用状況を質問したところ、全体では「利用している/利用していた」が55.0%と最も高く、次いで、「利用していない（今後も利用する予定はない）」（31.7%）、「利用していない（今後は利用したい）」（13.3%）の順となっています。

◆地域子育て支援センター「ゆらっ子」の利用状況◆



(5) 放課後の過ごし方

小学生児童の世帯に現在の放課後の過ごし方を質問したところ、全ての学年で「自宅」で過ごす割合が高くなっています。

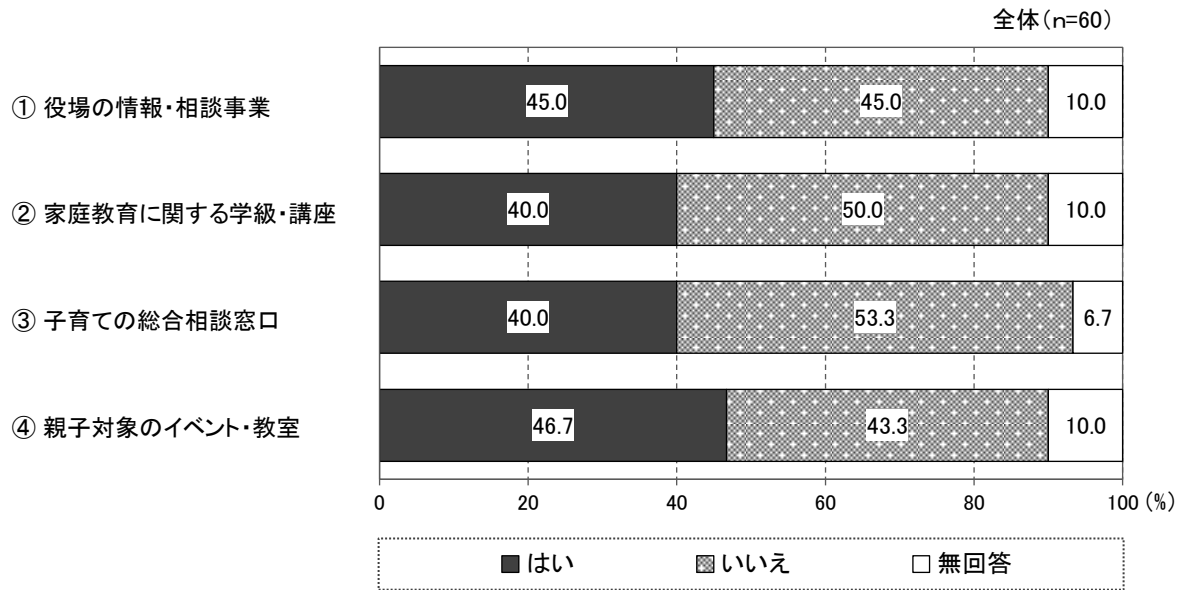
◆小学生が放課後を過ごす場所◆

	(n=)	自宅	祖父母宅・知人宅・友人宅	学習塾・スポーツクラブなど	放課後子ども教室	放課後児童クラブ（学童保育）	その他（公民館、公園など）
全体	94	85 90.4%	23 24.5%	49 52.1%	0 0.0%	8 8.5%	10 10.6%
小学1年生	12	10 83.3%	1 8.3%	5 41.7%	0 0.0%	1 8.3%	1 8.3%
小学2年生	8	8 100%	6 75.0%	3 37.5%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%
小学3年生	15	12 80.0%	3 20.0%	5 33.3%	0 0.0%	1 6.7%	3 20.0%
小学4年生	11	10 90.9%	5 45.5%	8 72.7%	0 0.0%	1 9.1%	1 9.1%
小学5年生	27	26 96.3%	3 11.1%	17 63.0%	0 0.0%	3 11.1%	2 7.4%
小学6年生	18	17 94.4%	3 16.7%	11 61.1%	0 0.0%	0 0.0%	3 16.7%

(6) 町の事業の認知度と利用意向

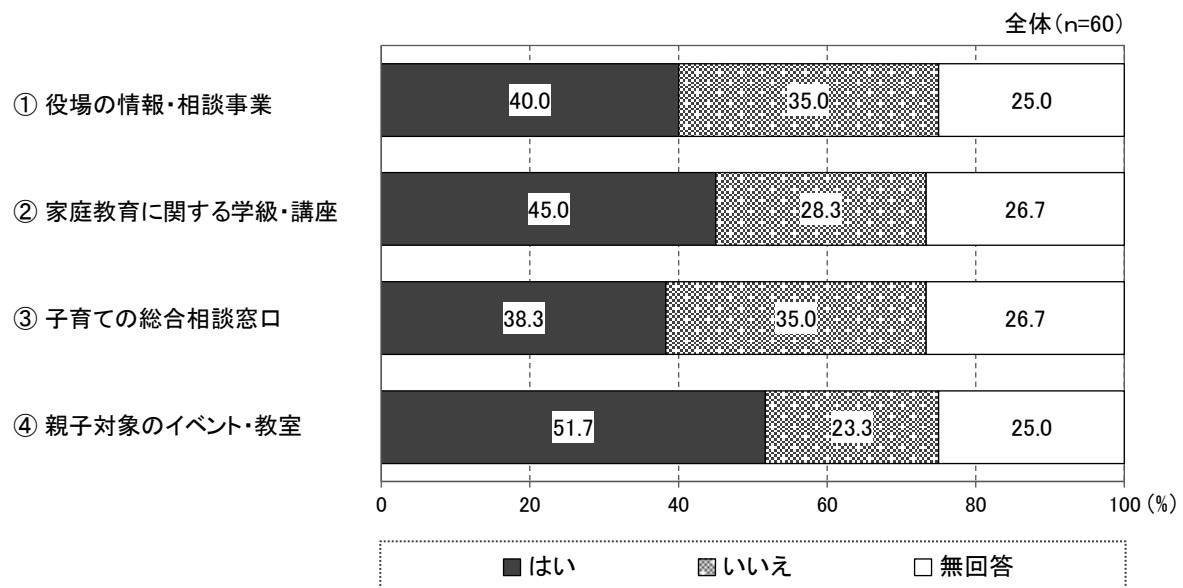
就学前児童の世帯に町の事業について知っているかを質問したところ、「④ 親子対象のイベント・教室」が46.7%と最も高く、次いで、「① 役場の情報・相談事業」(45.0%)、「② 家庭教育に関する学級・講座」・「③ 子育ての総合相談窓口」(40.0%で同率)の順となっています。

◆町の事業の認知状況◆



就学前児童の世帯に町の事業について今後利用したいかを質問したところ、「④ 親子対象のイベント・教室」が51.7%と最も高く、次いで、「② 家庭教育に関する学級・講座」(45.0%)、「① 役場の情報・相談事業」(40.0%)の順となっています。

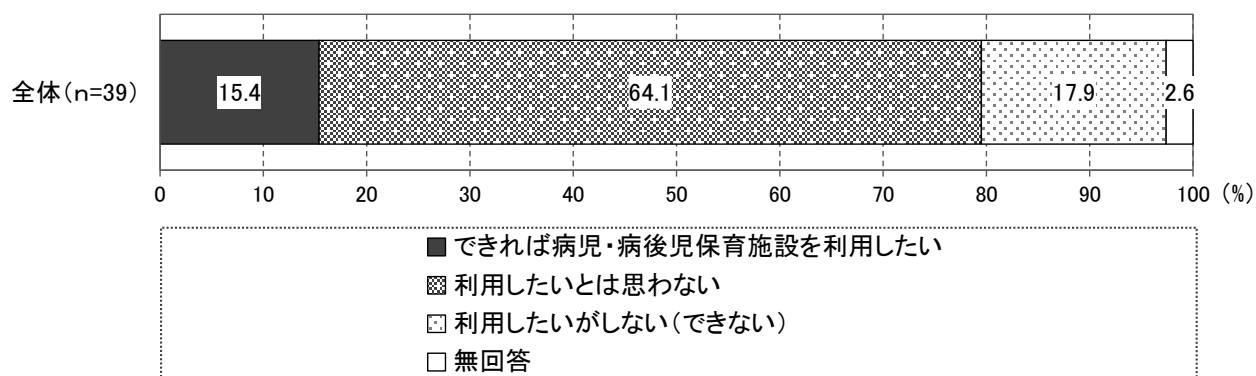
◆町の事業の利用意向◆



(7) 病気やけがの際の対応

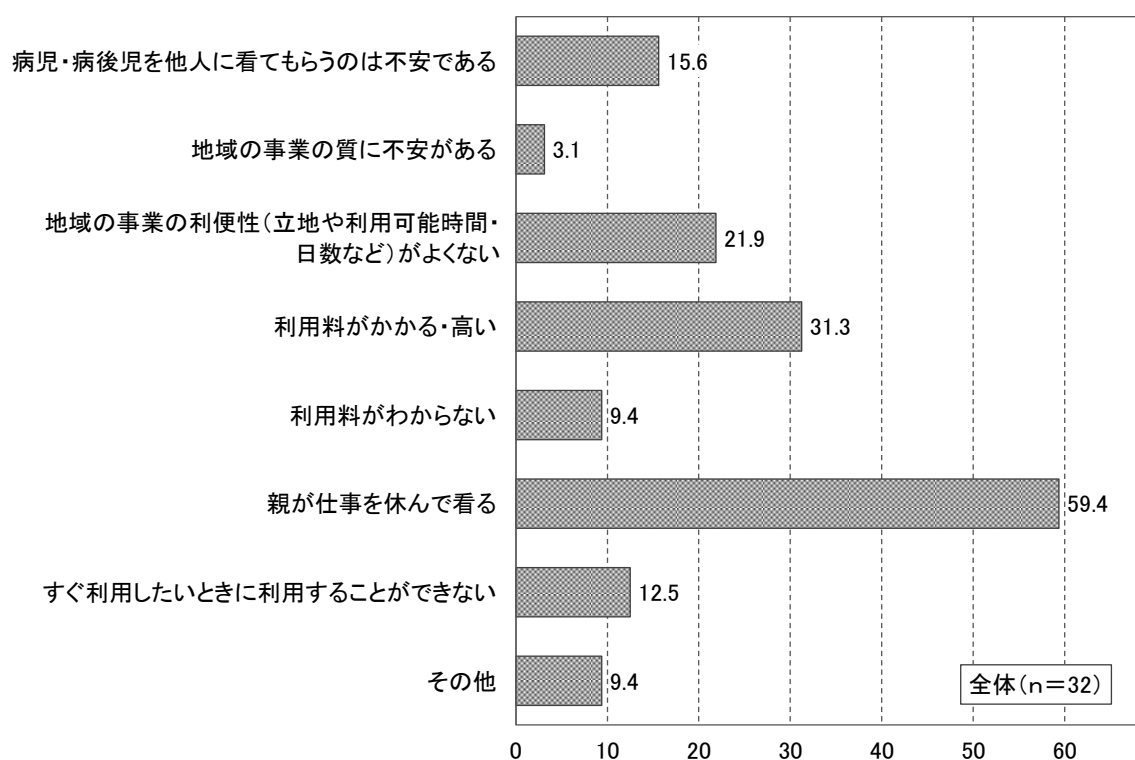
就学前児童の世帯のうち、こどもが病気やけがの際に父親または母親が休んだ方に対し、病児・病後児保育施設を利用したいか質問したところ、「利用したいとは思わない」が64.1%と最も高く、次いで、「利用したいがしない(できない)」(17.9%)、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」(15.4%)の順となっています。

◆病児・病後児保育施設の利用意向◆



上記の質問のうち、「利用したいとは思わない」または「利用したいがしない(できない)」を回答した方に対し、その理由を質問したところ、「親が仕事を休んで見る」が59.4%と最も高く、次いで、「利用料がかかる・高い」(31.3%)、「地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない」(21.9%)の順となっています。

◆病児・病後児保育施設を利用しない理由◆

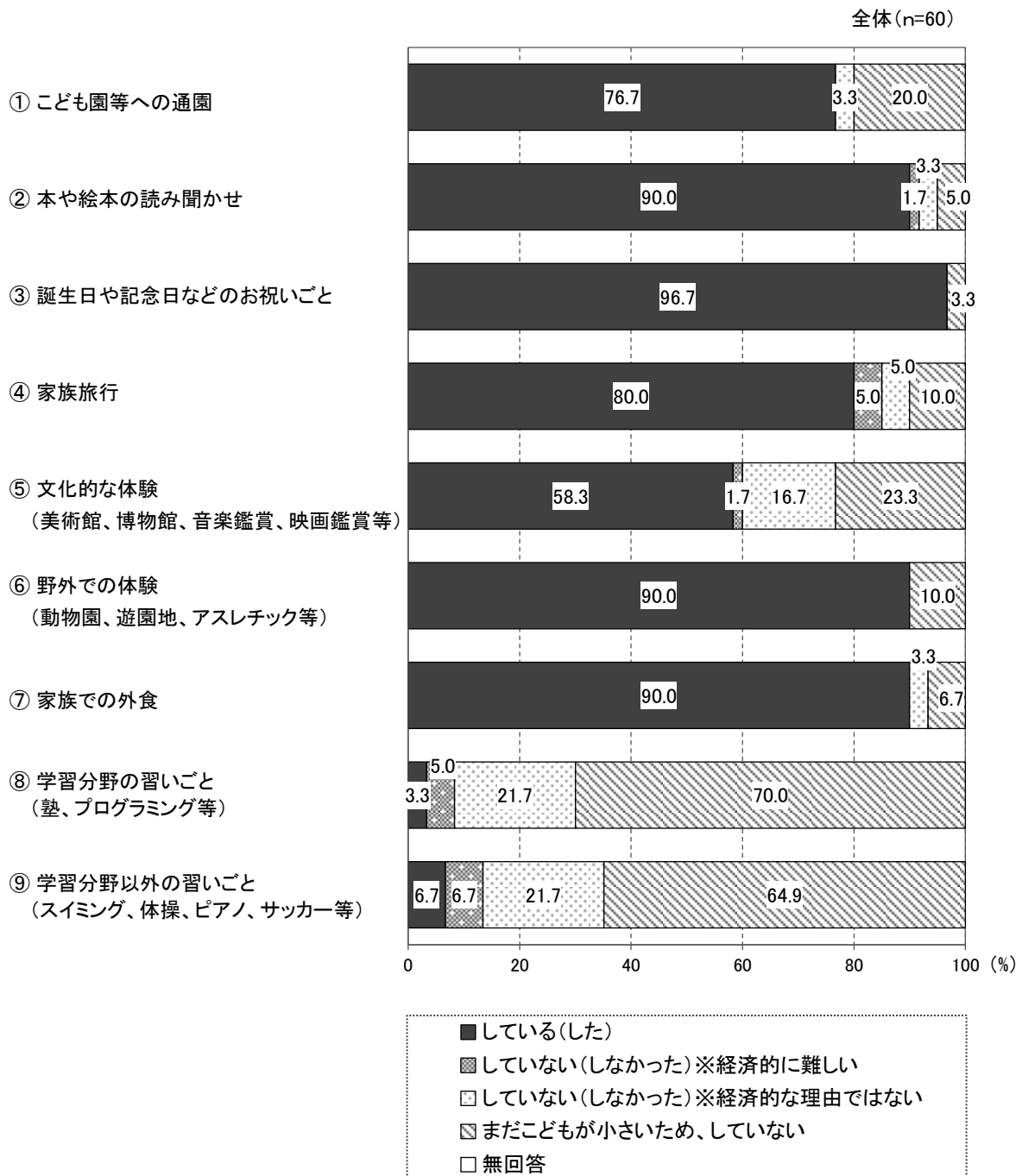


(8) こどものために家庭でしている(した)こと

就学前児童の世帯にこどものためにしている(した)ことを質問したところ、「③ 誕生日や記念日などのお祝いごと」が96.7%と最も高く、次いで、「② 本や絵本の読み聞かせ」・「⑦ 家族での外食」(90.0%で同率)の順となっています。

一方、「していない(しなかった)※経済的に難しい」では、「⑨ 学習分野以外の習いごと(スイミング、体操、ピアノ、サッカー等)」が6.7%と最も高く、次いで、「④ 家族旅行」・「⑧ 学習分野の習いごと(塾、プログラミング等)」(5.0%で同率)の順となっています。

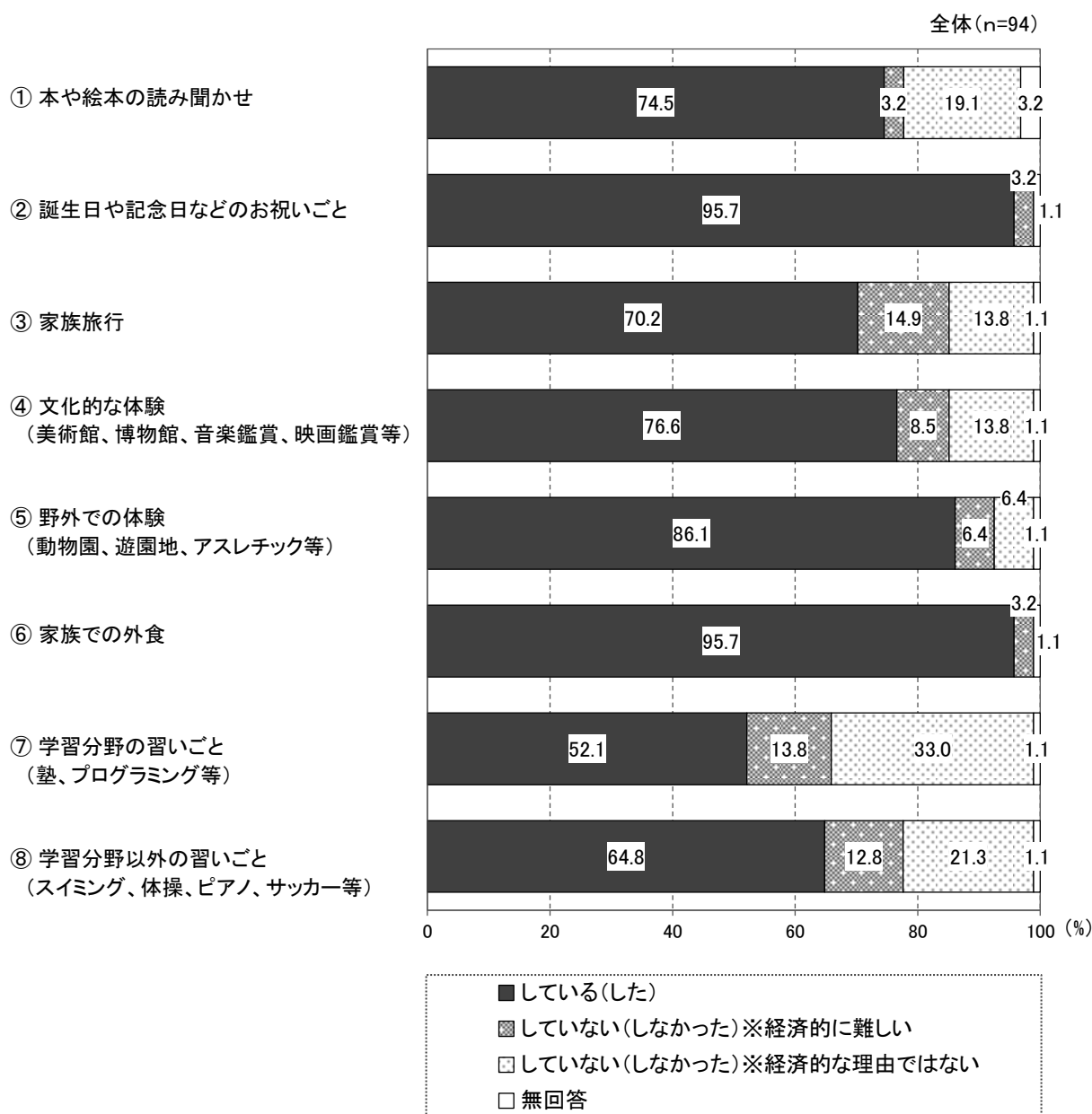
◆こどものために家庭でしている(した)こと(就学前児童の世帯)◆



小学生児童の世帯にこどものためにしている（した）ことを質問したところ、「② 誕生日や記念日などのお祝いごと」と「⑥ 家族での外食」が95.7%と同率で最も高く、次いで、「⑤ 野外での体験（動物園、遊園地、アスレチック等）」（86.1%）の順となっています。

一方、「していない（しなかった）※経済的に難しい」では、「③ 家族旅行」が14.9%と最も高く、次いで、「⑦ 学習分野の習いごと（塾、プログラミング等）」（13.8%）、「⑧ 学習分野以外の習いごと（スイミング、体操、ピアノ、サッカー等）」（12.8%）の順となっています。

◆こどものために家庭でしている（した）こと（小学生児童の世帯）◆

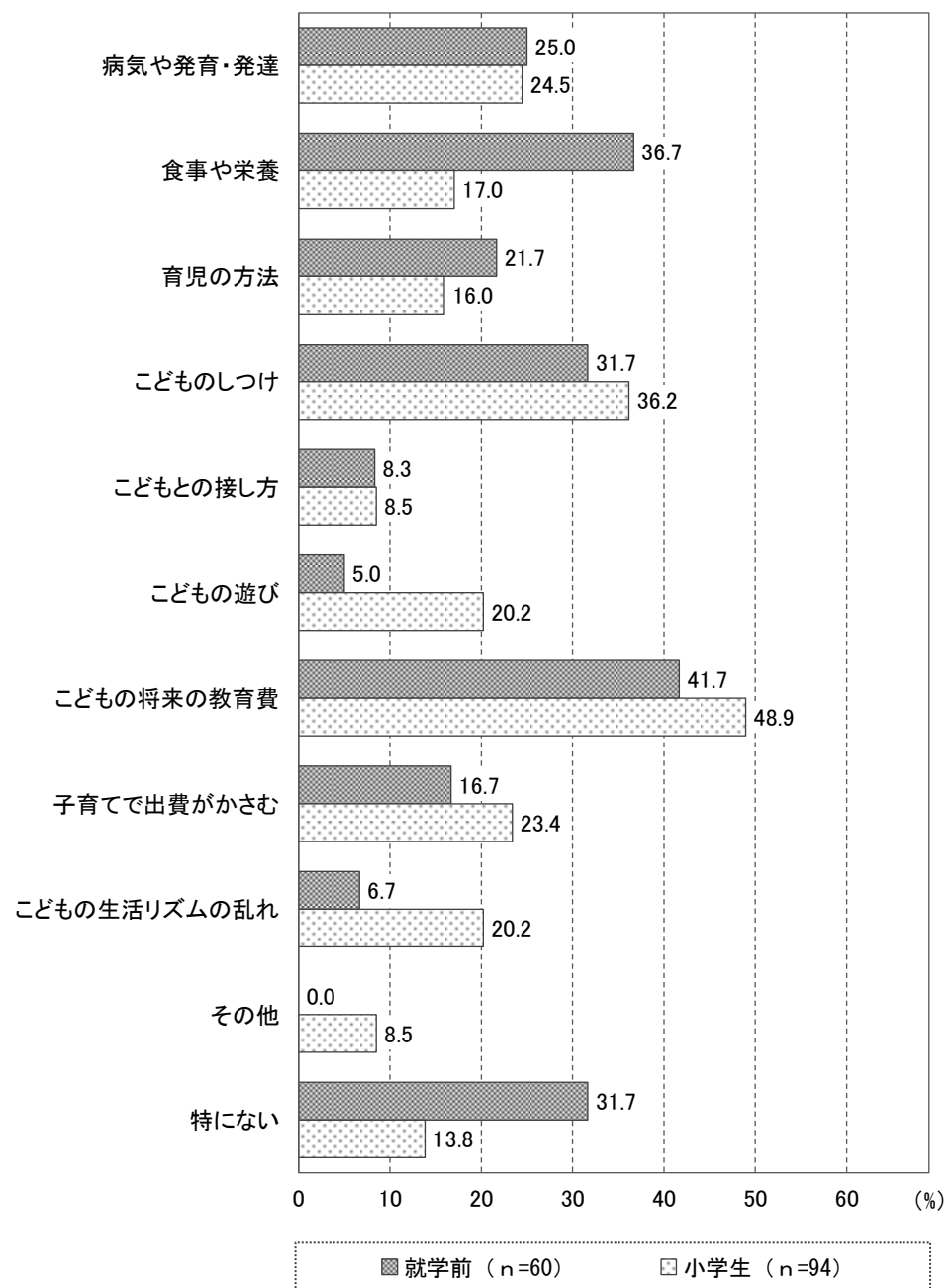


(9) 子育ての不安や悩みについて

こどもに関する不安や悩みについて質問したところ、就学前児童の世帯では、「こどもの将来の教育費」が41.7%と最も高く、次いで、「食事や栄養」(36.7%)、「こどものしつけ」・「特にない」(31.7%で同率)の順となっています。

また、小学生児童の世帯では、「こどもの将来の教育費」が48.9%と最も高く、次いで、「こどものしつけ」(36.2%)、「病気や発育・発達」(24.5%)の順となっています。

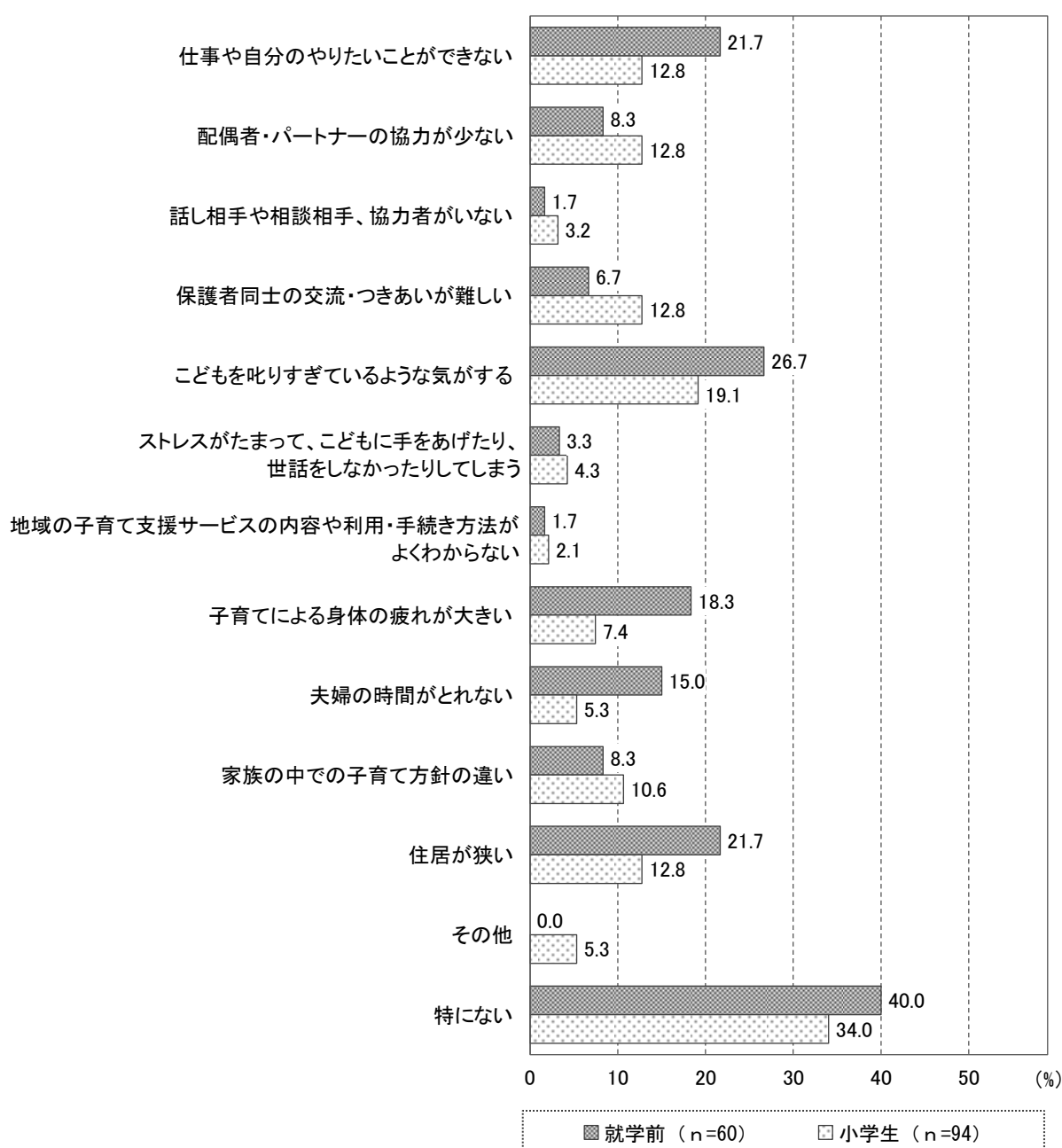
◆こどもに関する不安や悩み◆



保護者自身の不安や悩みについて質問したところ、就学前児童の世帯では、「特にない」が40.0%と最も高く、次いで、「こどもを叱りすぎているような気がする」（26.7%）、「仕事や自分のやりたいことができない」・「住居が狭い」（21.7%で同率）の順となっています。

また、小学生児童の世帯では、「特にない」が34.0%と最も高く、次いで、「こどもを叱りすぎているような気がする」（19.1%）、「仕事や自分のやりたいことができない」・「配偶者・パートナーの協力が少ない」・「保護者同士の交流・つきあいが難しい」・「住居が狭い」（12.8%で同率）の順となっています。

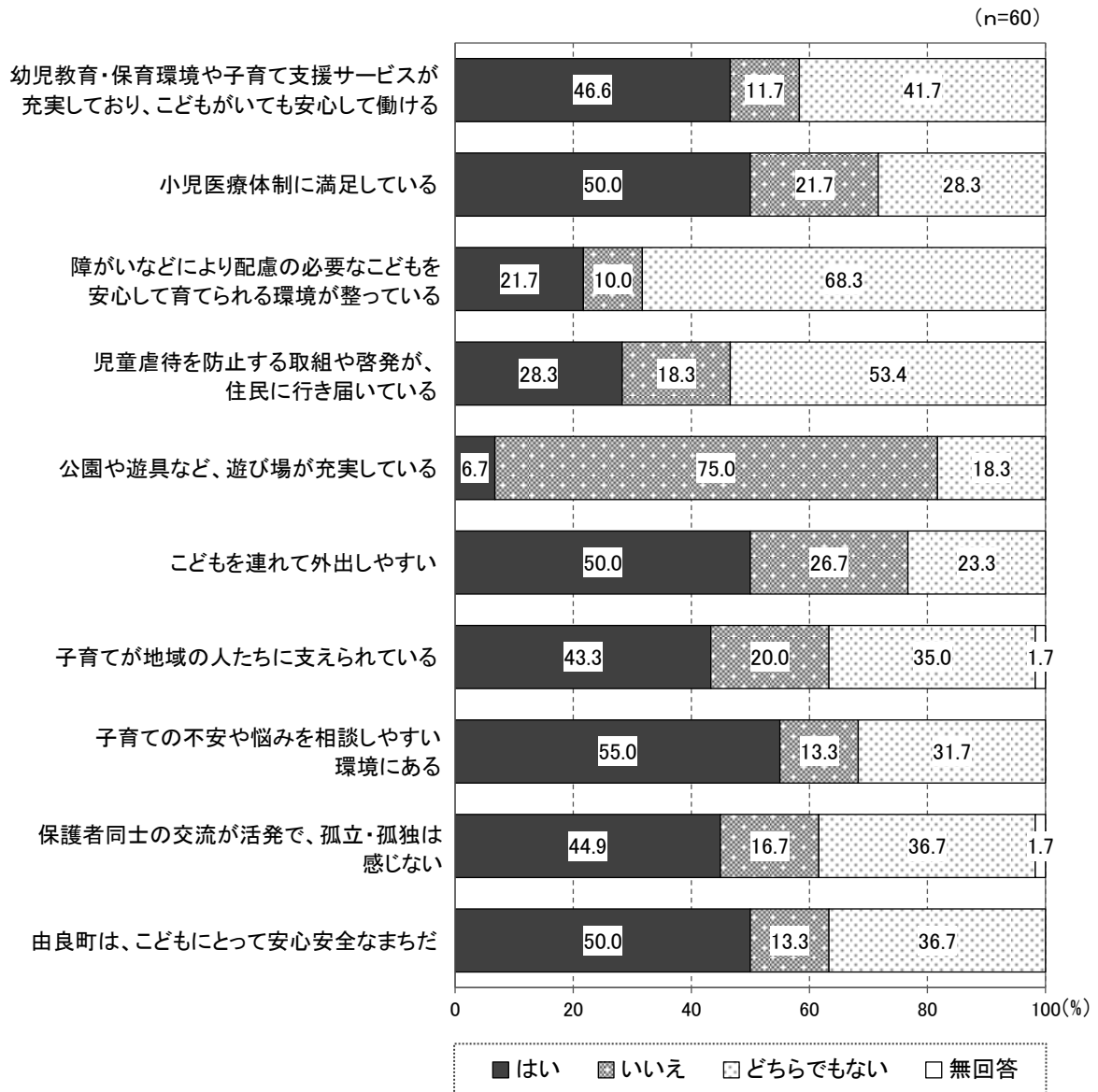
◆保護者自身の不安や悩み◆



(10) 町の子育て環境について

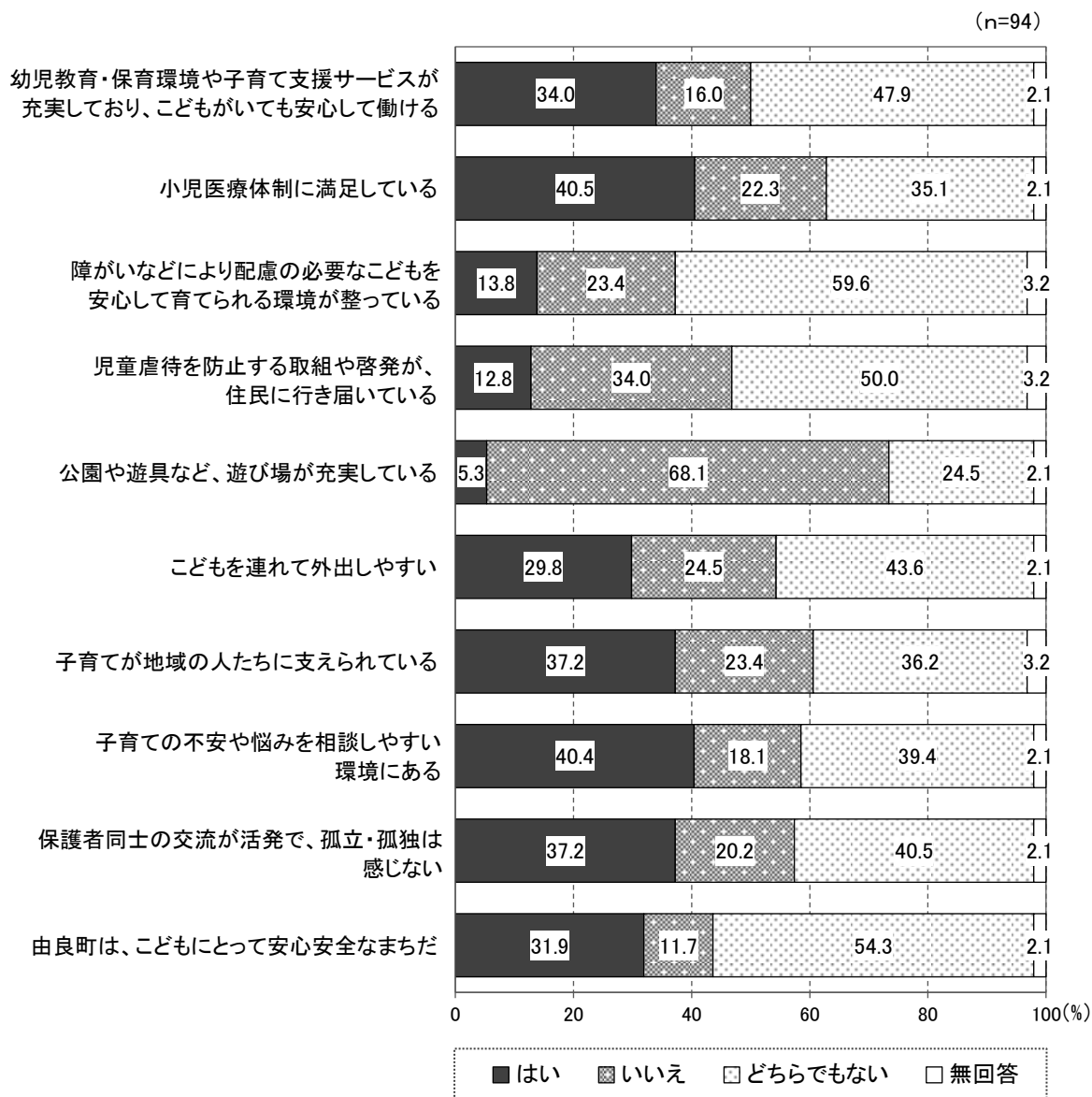
就学前児童の世帯に町の子育て環境に関することを質問したところ、「子育ての不安や悩みを相談しやすい環境にある」が55.0%と最も高く、次いで、「小児医療体制に満足している」・「こどもを連れて外出しやすい」・「由良町は、こどもにとって安心安全なまちだ」（50.0%で同率）の順となっています。

◆町の子育て環境について（就学前児童の世帯）◆



小学生児童の世帯に町の子育て環境に関することを質問したところ、「小児医療体制に満足している」が40.5%と最も高く、次いで、「子育ての不安や悩みを相談しやすい環境にある」(40.4%)、「子育てが地域の人たちに支えられている」・「保護者同士の交流が活発で、孤立・孤独は感じない」(37.2%で同率)の順となっています。

◆町の子育て環境について（小学生児童の世帯）◆



2. 調査結果から見える傾向と課題

◆母親・父親の勤務状況について

就学前児童がいる母親の就業率は68.3%、小学生がいる母親の就業率が86.2%となっており、共働き世帯が多いことがうかがえます。また、勤務日数の状況から父親が長時間労働の状況にあることが見受けられます。共働き世帯が安心して就労できる環境づくりのために、就学前児童に対する幼児教育・保育の施設整備や一時預かり等を充実するとともに、小学生に対する学童保育所の充実により、共働き世帯への子育て支援を強化していく必要があります。

◆就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

町内には、認定こども園を1か所設置していますが、今後の利用意向においても町の認定こども園の利用希望が高いことを踏まえ、子育て家庭の多様なニーズに応えられる施設の維持と内容の充実に努める必要があります。

◆小学校の放課後の過ごし方について

小学生の現在の放課後の過ごし方については「自宅」が最も多く、「学童保育所」は8.5%となっています。ただし、一定数の利用ニーズが見られることから、子育て家庭が安心して働ける環境整備のために今後も「学童保育所」の充実を図っていく必要があります。

◆町の事業の認知度と利用意向について

調査結果から、就学前児童の世帯の4～5割程度が町の事業を認知しており利用意向もあることがうかがえます。相談支援体制の充実をはじめ、子を持つ親同士の交流・親睦の機会提供や子育てに関する情報提供等により、子育て世帯の不安や悩みを低減し、安心して子育てできる環境づくりを進めていく必要があります。

◆こどもの病気やけがの際の対応について

核家族で共働き世帯の場合、こどもが病気やけがをしたことにより幼児教育・保育施設や小学校を休む場合の対応は非常に大変なことです。調査結果から、就学前児童の世帯において、こどもが病欠をする場合は父親または母親が仕事を休む割合が一定程度見られました。またその際に病児・病後児保育施設を利用したいという割合は15.4%となっています。このようなことから、共働き世帯が安心して働くことができるよう、病児・病後児に対する対応の強化が求められます。

◆こどものために家庭でしている（した）ことについて

家庭において経済的な理由からしていないことを見ると、就学前児童、小学生児童の世帯を問わず、「学習分野の習いごと」や「学習分野以外の習いごと」の割合が高くなっています。その一方で、発育・発語に影響を与える「絵本の読み聞かせ」について、経済的な理由はないがしていない世帯の割合が、就学前児童の世帯では3.3%ですが、小学生児童の世帯では19.1%となっています。世帯の経済的な状況や保護者のかかわりの状況が児童の発育・発達の格差となることを低減できるよう、各種事業や広報・啓発等を通じて、家庭教育の充実につなげる必要があります。

◆子育ての不安や悩みについて

こどもに関する不安や悩みの内容を見ると、就学前児童の世帯では、将来の教育費、食事・栄養、こどものしつけ等、小学生児童の世帯では、将来の教育費、こどものしつけ、病気や発育・発達等の割合が高くなっています。また、保護者自身に関する不安や悩みの内容を見ると、就学前児童、小学生児童の世帯を問わず、こどもを叱りすぎていると感じていたり、自分のやりたいことができないストレスを感じている割合が高くなっています。核家族化の影響や近所付き合いの希薄化等から子育ての不安や悩みを気軽に相談できない家庭の割合も一定数あることが想定されます。そのため、各種事業や相談支援体制の充実等を通じて、子育ての不安や悩みをできるだけ低減できるように努める必要があります。

◆町の子育て環境について

就学前児童、小学生児童の世帯を問わず、こどもの不安や悩みを相談しやすい環境にあり、地域の人たちに支えられていると思っている割合が高いのに対し、障がい等により配慮が必要なこどもや児童虐待に関する取組が行き届いているとは感じていない割合が高くなっています。このため、個別の家庭事情に応じた支援の充実と児童虐待に関する広報・啓発等に一層取り組んでいく必要があります。

第5章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

◆本計画の基本理念◆

こどもの成長を地域で見守り、支えあい、
心豊かな子育てができるまち 由良町

前期計画において、子育てについては、家庭、地域、学校、事業者等が行政と一体となって取組を進める観点から「こどもの成長を地域で見守り、支えあい、心豊かな子育てができるまち 由良町」を基本理念に掲げ、こどもや子育てしている人にとってやさしいまちづくりに取り組んできました。

本町では高齢化や少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育て環境は年々厳しさを増している状況がうかがえます。また、本町では女性の就労率もかなり高まっていることから、少子化の状況にあっても子育て支援施策の更なる充実と、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

そのため、本計画においては、子育てやこどもの成長を喜び合えるまちを実現するという前期計画のコンセプトと、次世代育成支援としてこれまで進めてきた取組を引き継ぎます。そして、本計画を通して、こどもの最善の利益が優先される社会の実現と、だれもが安心してこどもを生み育てられ、こども自身がたくましく健やかに育つ環境づくりをめざします。

◆本計画の基本目標◆

- 1 地域の子育て支援の充実
- 2 親子が心身ともに健やかに育つ支援の推進
- 3 こどもの人権の尊重と安心・安全な環境づくり

3. 施策体系

◆計画の基本理念◆

こどもの成長を地域で見守り、支えあい、
心豊かな子育てができるまち 由良町

基本目標	施策
1 地域の子育て支援の充実	1－1 子育てに関する相談・情報提供体制の充実
	1－2 子育て支援の充実
	1－3 家庭教育の向上と地域活動の活性化
	1－4 学校教育の充実
2 親子が心身ともに健やかに育つ支援の推進	2－1 親子の健康支援
	2－2 食育の推進
	2－3 思春期保健対策の充実
	2－4 小児医療体制の充実
3 こどもの人権の尊重と安心・安全な環境づくり	3－1 良好な生活環境の確保
	3－2 こどもの権利侵害への対応
	3－3 配慮の必要な家庭への支援

第6章 施策の展開

基本目標1 地域の子育て支援の充実

1-1 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

【取組の方向】

子育て家庭に対して、各種情報提供や相談支援の充実を図るとともに、専門職による支援や関係機関との連携による支援に取り組みます。

【取組の内容】

取組	取組内容
適切な子育て情報の提供	○子育て家庭を対象とした町のホームページや広報、個別通知等により子育てに関する情報を提供します。 ○町が実施している子育てに関する各種事業や行事について、各担当課で連携しながら情報の共有化を図り、町ホームページや広報で情報発信します。
子育て相談体制の充実	○ゆらこども園内に設置している地域子育て支援センター「ゆらっ子」を拠点として、関係機関・団体の間で情報共有と連携を図り、子育て家庭が気軽に相談ができる体制整備を進めます。 ○子育て相談員を担う児童委員や保健師等が定期的に交流できる場や研修会への積極的な参加を呼びかけるなど、専門性の向上のための支援に努めます。
子育て世代包括支援センターを中心にした支援の充実	○由良町子育て世代包括支援センターを住民福祉課内に設置し、母子保健型の子育て世代包括支援センターとして妊産婦健診の実施、新生児訪問、乳幼児全戸訪問事業を実施するとともに、支援が必要な妊産婦には、センターと関係機関で連携のとれた適切な対応に努めます。

1-2 子育て支援の充実

【取組の方向】

子育て家庭のニーズに応じた教育・保育施設の運営や子育て支援サービスの充実を図るとともに、こどもが健やかに育つよう子育て家庭への経済的支援に取り組みます。

【取組の内容】

取組	取組内容
教育・保育施設のサービスの充実	○ゆらこども園を拠点として、提供体制を確保し、教育・保育サービスの保育の質の向上を図るとともに、保育士の確保及び研修等の実施に取り組みます。
地域における子育て支援サービスの充実	○ゆらこども園内に設置している地域子育て支援センター「ゆらっ子」を拠点として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談及び援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。 ○地域子ども・子育て支援事業について、見込量を勘案して適切な確保に努め、子育て家庭のニーズや状況に応じた支援を行います。 ○放課後にこどもたちが安全に過ごせる場の確保のため、放課後児童クラブの活動内容の充実や体験活動の推進等に取り組みます。
子育て家庭への経済的支援の推進	○子育て家庭の経済的支援について、サービスの周知を図りながら、適切な利用を促進し、適正な支給を実施します。

1-3 家庭教育の向上と地域活動の活性化

【取組の方向】

こどもが地域や家庭において健やかに育つよう、家庭での教育力向上に対する支援を推進するとともに、地域における子育て支援の諸活動を促進します。

【取組の内容】

取組	取組内容
子育てに関する家庭教育の向上	○学校と家庭が連携を深め、それぞれの家庭に応じた適切な支援や情報提供に努めることで、家庭内の教育力の向上につなげます。 ○子育て家庭において男女が共に協力して子育てを行うことができるよう、家庭内の男女共同参画の推進に向けた啓発に努めます。 ○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する周知・啓発を図り、共働き世帯にあっても保護者が子育てや自らの人生を豊かに過ごせる環境づくりに努めます。
地域住民や地域組織の活動の促進	○町ホームページや広報を通じた普及・啓発、子育てに関する地域組織の活動促進を進めるとともに、ボランティア団体や家庭教育支援チーム等との情報提供と共有を図り、子育て関連団体がより活動しやすい環境整備に努めます。 ○地域住民とともに地域ぐるみでこどもを育てるという意識の醸成に努めるとともに、こどもの遊び場及び居場所の確保や読書活動、世代間交流や住民との交流の機会の充実を図ります。

1-4 学校教育の充実

【取組の方向】

小・中学校における児童生徒への教育内容の充実や、指導者の資質向上等により、確かな学力の育成に努めます。

【取組の内容】

取組	取組内容
基礎学力の向上	○確かな学力を身につけるため、基礎的な教育内容の定着をめざし、教員の資質向上に努めるとともに、児童生徒一人ひとりの学力に応じた指導方法の工夫や授業の改善に取り組みます。 ○小・中学校において、学校研究や授業研究、体験学習の充実を図ります。
社会学習の充実	○未来を担う人材に求められる多様な能力を身につけるため、社会学習や環境教育、情報モラル教育の充実を図ります。
いのちと心の教育の推進	○こどもたちが生命を大切にし、他人を思いやる優しさと豊かな心を育むため、心の教育に取り組みます。 ○学校での道徳教育をはじめ、高齢者や障害のある人たちとの交流の機会を通じて、他人を思いやり、いたわる人間性の醸成や社会ルールの習得に努めます。
健全な身体づくりの推進	○健康で豊かな生活の維持とこどもたちの体力の向上のため、小・中学校でスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ振興を図ります。
情報モラル教育の推進	○SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やインターネットの利用が拡大していることから、インターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう学校教育においてインターネットの適切な利用に関する教育に取り組みます。
学校運営の取組	○こどもたちの確かな学力向上と健全育成のため、教師一人ひとりの質の向上を図るとともに、地域に開かれ信頼される学校づくり等を進めていきます。
次代の親の育成	○これから親になっていく若い世代に対して、心豊かにたくましく生きる力を育むための取組を進めます。 ○こどもを生み育てる大切さを学ぶため、中学生が乳幼児とふれあう体験学習の充実を図り、若い世代に子育ての知識や楽しさや楽しさを感じてもらえる教育を実施します。
郷土愛を育てる教育の充実	○地域に伝わる文化や行事等の情報、各種体験活動の機会を通じて、生まれ育った由良町への郷土愛を育みます。

基本目標2 親子が心身ともに健やかに育つ支援の推進

2-1 親子の健康支援

【取組の方向】

こどもを生み育てたいと願う人の希望を叶えるため、妊娠前から出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援により母子保健の充実を図ります。

【取組の内容】

取組	取組内容
妊産婦の保健・医療体制の充実	○母親の妊娠・出産にかかる安全性を確保に努めるとともに、妊娠から出産期における様々なサービスの周知と支援体制の充実を図ります。
乳幼児の保健・医療体制の確保	○医療機関と連携して、乳幼児を対象に、健康診査や各成長段階・特性にあわせた相談事業や虫歯予防教室を実施するとともに、乳幼児の事故防止、かかりつけ医を持つことについての啓発を実施します。 ○病気の症状や感染リスクの軽減を図るため、予防接種事業を実施します。
不妊治療の支援	○不妊で悩んでいる方に対して、情報提供を行うとともに、不妊専門医師による治療が受けやすい環境づくりに向け、不妊診療にかかる費用助成を行います。

2-2 食育の推進

【取組の方向】

親子とも正しい食習慣を身につけていただけるように様々な場面で食育の推進に取り組めます。

【取組の内容】

取組	取組内容
食育の推進	○妊産婦への食育の推進や離乳食や栄養の指導に努めるとともに、健診や各種教室開催時に情報提供と周知を図ります。 ○こどもにも食生活に関心を持ってもらえるよう、こども向けの料理教室の開催やこども園・学校等での給食を通じた食育の推進に取り組めます。

2－3 思春期保健対策の充実

【取組の方向】

多感な時期を過ごす児童生徒の成長過程を支えられるよう、学校における相談支援体制を整えるとともに、社会に出る準備段階として成長に応じた社会規範を身につけられるように促します。

【取組の内容】

取組	取組内容
思春期保健対策の充実	○学校の教員やスクールカウンセラーにより、思春期のこどもたちが抱える不安や悩みに対する相談や指導を行います。 ○喫煙・飲酒、薬物や性に関する正しい知識の普及、保健・福祉体験事業の実施等、思春期保健対策に取り組みます。

2－4 小児医療体制の充実

【取組の方向】

平常時や緊急時の医療体制を整備し、安心してこどもを生み育てられるまちづくりを推進します。

【取組の内容】

取組	取組内容
小児医療体制の充実	○町の医療機関をはじめ、御坊市等の近隣自治体の医療資源も活用しながら、安心してこどもを生み、健やかに育てることができると小児医療体制の維持に努めます。

基本目標3 こどもの人権の尊重と安心・安全な環境づくり

3-1 良好な生活環境の確保

【取組の方向】

子育てしやすい住環境の提供に努めるとともに、交通事故や犯罪被害、災害等から子どもを守る環境づくりについて、関係機関や地域住民とともに進めます。

【取組の内容】

取組	取組内容
良好な住環境の整備	○子育て家庭向きの住宅が確保できるよう、情報提供や支援を行います。 ○こどもや子育て家庭、妊産婦が安心して安全に外出ができる環境整備に努めます。
交通安全対策及び犯罪抑止の推進	○小・中学校で交通安全教育等により、交通安全に対する意識の醸成を図ります。 ○こどもを見守る「きしゅう君の家」への地域の協力を促進し、こどもの安全に配慮した取組を進めます。 ○こどもたちが安全して通学できるよう、みまもり隊（ボランティア）による登下校時の見守り活動や交通安全施設の維持・整備等に努めます。
防災・災害対策の推進	○地域において要配慮者等の把握に努めるとともに、必要に応じて防災計画を見直して災害時に備えます。 ○学校や地域において避難訓練や防災教育を実施し、災害時対応に関する意識の醸成を図ります。

3-2 こどもの権利侵害への対応

【取組の方向】

学校等におけるいじめの早期把握・早期対応に努めるほか、関係機関と連携して虐待事案の把握と早期対応に努め、こどもの権利侵害の防止に努めます。

【取組の内容】

取組	取組内容
被害を受けたこどもへの早期ケアの推進	○いじめ等の被害にあったこどもに対しては、早期段階におけるケアが重要となるため、関係機関が緊密に連携してカウンセリング体制の充実に努めるなど、きめ細やかな対応に努めます。
児童虐待防止対策の推進	○虐待事案に関しては、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携により、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応等の支援を行います。

3-3 配慮の必要な家庭への支援

【取組の方向】

障害のあるこどものいる家庭やひとり親家庭に対して、家庭の状況やこどもの状態に応じた適切な支援を行います。また、こどもが生まれ育った環境に左右されることなく、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、こどもの貧困解消に向けた取組を推進します。

【取組の内容】

取組	取組内容
障害児支援の充実	○障害のあるこどもとその家庭への支援のために療育、保育・教育、経済的支援、相談体制等、障害児支援に関わる事業の充実に努めます。 ○乳幼児健康診査等の機会において、こどもの発育・発達状況の把握や発達相談等を行い、障害の早期発見と早期治療・療育につなげます。 ○支援学級、通級、支援学校等による学びの支援や、放課後等デイサービスの提供体制の確保に取り組みます。
ひとり親家庭の自立支援の充実	○ひとり親家庭の状況に応じた子育て支援や経済的支援等を行うとともに、就労支援等による自立支援に努めます。
貧困の解消に向けた対策の推進	○管内の生活困窮者自立支援会議への参加や、家庭訪問、各種相談支援等により子育て家庭の状況の把握に努め、経済的支援をはじめとするさまざまな子育て支援の提供に努めます。 ○生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度等の適正な実施により、経済的自立に向けた支援を推進します。

第7章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域

町においては、町の地理的条件や人口、その他社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案した結果、町全体で1区域と定めて町の確保方策を図ります。

2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	認定こども園
3号	0～2歳		認定こども園・地域型保育事業※

※「地域型保育事業」とは

定員が概ね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0～2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。なお、本町では現在のところ未実施となっています。

（1）1号認定（3～5歳児／認定こども園の幼稚園機能を利用）

現在、1号認定（認定こども園の幼稚園機能を利用）の児童（3～5歳）を受入可能な施設は、ゆらこども園の1か所となっています。引き続き、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう量と質の確保に取り組みます。

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	3	3	4
確保方策	15	15	15	15	15

(2) 2号認定（3～5歳児／認定こども園の保育所機能を利用）

現在、2号認定（保育所・認定こども園を利用）の児童（3～5歳）を受入可能な施設は、ゆらこども園の1か所となっています。こどもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	67	63	58	54	54
確保方策	68	68	68	68	68

(3) 3号認定（0～2歳／認定こども園・地域型保育事業を利用）

現在、3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）の児童（0～2歳）を受入可能な施設は、ゆらこども園の1か所となっています。こどもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。なお、以下の表では、国の定めにより、0歳、1歳、2歳の区分で表を作成しています。

(人)

3号認定（0歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		5	5	5	5	5
確保 方策	認定こども園	6	6	6	6	6
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

(人)

3号認定（1歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		12	11	11	10	10
確保 方策	認定こども園	12	12	12	12	12
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

(人)

3号認定（2歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		8	16	13	13	13
確保 方策	認定こども園	24	24	24	24	24
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の各事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	(14) 子育て世帯訪問支援事業
	(15) 児童育成支援拠点事業
	(16) 親子関係形成支援事業
	(17) 妊婦等包括相談支援事業
	(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	(19) 産後ケア事業

※(14)～(19)の事業は新規事業であり、本計画から量の見込みと確保方策を記載します。

(1) 利用者支援事業

こどもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本町では当該事業は実施していませんが、住民福祉課内に設置している子育て世代包括支援センターにおいて、保護者等に情報提供や円滑なサービス利用等につながるよう支援しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。ただし、国が定める開設日数等の実施形態を満たす必要があります。

本町では、地域子育て支援センター「ゆらっ子」で実施しており、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,620	2,573	2,339	2,175	2,315
確保方策	2,800	2,750	2,500	2,325	2,475

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象人数 (人)	26	24	24	23	21
	健診回数 (回)	194	179	179	171	157

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯の全ての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。全ての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17	17	16	16	15

(5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

全てのこどもの健やかな育ちが約束されるよう、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	3	3	3	3	3

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭等、育児疲れ等で一時的にこどもの養育が困難となった場合、児童福祉施設（乳児院等）でこどもを預かる事業です。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、夕食、入浴の世話等を行う事業です。

当該事業を必要とされる方に対して提供できるよう、和歌山乳児院、児童養護施設ひまわり寮、児童養護施設こぼと学園の3施設に委託して確保に努めます。

(人日)

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

(人日)

トワイライトステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

※本町ではトワイライトステイの利用実績が無いため、見込量は「0」としてしておりますが、必要が生じた場合は広域連携を含めて適切に対応します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う組織です。お互いに助けたり助けられたりしながら子育てを支援するための会員間の橋渡しを、御坊小学校内にあるファミリー・サポート・センターが担います。

本町では広域事業として令和4年度から実施しており、事業の周知と利用促進に努めながら、適切な運営に努めます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	4	3	3
確保方策	5	5	5	5	5

(8) 一時預かり事業

国の定めにより、①在園児を対象とした預かり保育と、②在園児以外の一時預かりの区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。

子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

①ゆらこども園における在園児を対象とした預かり保育

ゆらこども園の在園児（1号認定）において、通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	1	1	1	1
確保方策	15	15	15	15	15

②ゆらこども園における預かり保育以外の一時預かり

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児（前述の①在園児以外）について、一時的な預かりや保育等を行う事業です。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	2	2	2
確保方策	10	10	10	10	10

(9) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

ゆらこども園で実施しており、共働き家庭・ひとり親家庭等の保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	13	12	13
確保方策	16	16	14	14	14

(10) 病児・病後児保育事業

こどもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、専用スペースで保育を行う事業です。

町在住の方であれば、広域連携により確保している社会医療法人黎明会北出病院「病児保育室ひまわり」が利用できます。ただし、利用については予約と医師の診断が必要です。引き続き、広域連携により当該事業の適切な運営に努めます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	4	4	4	4
確保方策	5	5	5	5	5

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後にこどもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。

今後も共働き世帯やひとり親家庭の保育ニーズの高まりを受け止め、こどもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、当該事業の量と質の確保及び内容の充実に努めます。

(人)

低学年（小1～小3）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17	17	16	17	15
確保方策	30	30	30	30	30

(人)

高学年（小4～小6）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	10	10	10	10	10

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭のこどもに対し、保育所や認定こども園等において保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費等の費用の一部を補助する事業です。

本町では、現在のところ本計画期間中に実施の予定はありませんが、その必要性や国及び県の動向等を踏まえて適切に対応していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要なこどもの受入体制構築の支援を行う事業です。

本町では、現在のところ本計画期間中に実施の予定はありませんが、その必要性や国及び県の動向等を踏まえて適切に対応していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦、支援を要するヤングケアラー等を対象として世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。具体的な援助の例として、調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等が挙げられます。

本町では、現在のところ本計画期間中に実施の予定はありませんが、その必要性や国及び県の動向等を踏まえて適切に対応していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。具体的な例として、居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整等が挙げられます。

本町では、現在のところ本計画期間中に実施の予定はありませんが、その必要性や国及び県の動向等を踏まえて適切に対応していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。具体的な例として、講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等が挙げられます。

本町では、現在のところ本計画期間中に実施の予定はありませんが、その必要性や国及び県の動向等を踏まえて適切に対応していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

本町では、住民福祉課内に設置している子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時、妊娠8か月頃、産後に面談等の相談機会を設けることを通じて、伴走型の相談支援を実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数（人）	17	16	16	15	14
	1組あたり面談回数（回）	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数（回）	51	48	48	45	42
確保方策（回）		51	48	48	45	42

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の施設において、乳幼児であって満3歳未満（保育所に入所している乳幼児は除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和8年度からの全国的な本格実施に向けて、必要な体制を整備していきます。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	0	0	0	1	1
	確保方策	0	0	0	1	1
1歳児	量の見込み	2	2	2	1	1
	確保方策	2	2	2	1	1
2歳児	量の見込み	2	2	3	1	1
	確保方策	2	2	3	1	1

※当該事業は、令和8年度以降に新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定。

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

本町では、平成31年4月より当該事業を実施しており、宿泊型・デイサービス型ともに実績は0となっていますが、ニーズに応じて今後も適切に対応していきます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

資料編

1. 由良町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 2 月 21 日
要綱第 7 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、由良町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、由良町の子ども・子育て支援施策に関し町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会長は、子ども・子育て会議の会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、子ども・子育て会議の会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、子ども・子育て会議の会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 計画策定の経緯

年	月日	内容
令和6年	3月1日～3月15日	子育て支援に関するニーズ調査の実施
	9月12日	令和6年度 第1回由良町子ども・子育て会議 (1) 子育て支援に関するニーズ調査結果(概要) (2) 第2期計画の進捗評価・現状と課題 (3) 第2期計画の実績 (4) 第3期計画策定にあたって (5) 子ども・子育てを取り巻く状況
	12月16日	令和6年度 第2回由良町子ども・子育て会議 (1) 第3期由良町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年	1月10日～1月24日	パブリックコメントの実施
		令和6年度 第3回由良町子ども・子育て会議 (1) 第3期由良町子ども・子育て支援事業計画案について

第3期由良町子ども・子育て支援事業計画

発 行：由良町役場

編 集：住民福祉課

住所：649-1111 和歌山県日高郡由良町里 1220-1

TEL：0738-65-0201 FAX：0738-65-3507

発行年月：令和7年3月
